



第3次

苫小牧市民文化芸術振興推進計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

芸術文化で豊かな心をつなぐまちづくりをめざして

はじめに

苫小牧市民文化芸術振興条例に基づき、この度「第3次苫小牧市民文化芸術振興推進計画」を策定いたしました。この計画は、「芸術文化で豊かな心をつなぐまちづくり」を目指した5か年計画となっております。

文化芸術は私たちの人間性を育み、創造力と感性を豊かにする、まさに人間が人間らしく生きるための糧であります。このまちで暮らすあらゆる人が、日々の生活の中で文化芸術に触れ、感動し、そして自ら表現する喜びを感じられること。それが、私たちが目指す「豊かな心をつなぐまちづくり」の根幹にあります。

第2次計画の10年間においては、新型コロナウイルスの蔓延やデジタル技術の向上など、文化芸術をとりまく環境が著しく変化いたしました。また、本市においても苫小牧市民文化ホール「ART CUBES」が開業し、市民の皆さまが多様な文化芸術に触れ、自らの才能を発揮し、交流を深めることができる新たな拠点として、まちの文化芸術活動の中心を担うことと期待しております。

この計画が魅力的なまちとして発展していくための羅針盤となることを願い、皆様のご理解とご協力を賜りながら、文化芸術が未来を拓く力となるよう、全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました、苫小牧市民文化芸術審議会の委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民の皆さまに心から、厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

苫小牧市長 金澤 俊

目 次

第1章 計画策定の背景	……	4
1. 計画策定の趣旨	……	5
2. 計画期間	……	5
3. 計画の位置付けと策定体制	……	5
4. 取り巻く背景の変化	……	7
5. 基本的な考え方	……	8
第2章 前計画における取組の検証と課題抽出	……	9
1. 前計画期間における取組の検証	……	10
2. 市民アンケート結果からの検証	……	15
3. 見直しの方向性	……	18
第3章 施策の推進	……	19
1. 意識の高揚	……	20
2. 歴史的文化遺産の保存と活用	……	21
3. 文化芸術に接する機会の拡大	……	22
4. 人材の育成	……	24
5. 交流の促進	……	25
6. 環境の整備及び充実	……	26
7. 文化芸術性に配慮したまちづくり	……	28
8. 高齢者・障がい者への支援	……	29
9. 青少年への支援	……	30
10. 学校教育への支援	……	31
資料	……	32
1. 苫小牧市民文化芸術振興条例	……	33
2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例	……	36
3. 文化芸術の振興に関する基本方針	……	37
4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱	……	41
5. 審議会における審議経緯	……	45
6. 市民・文化団体アンケート結果、パブリックコメント結果	……	47

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

文化芸術の振興に関する基本理念を定めた「文化芸術振興基本法※」の公布施行と併行し、本市においても市議会議員の提案により「苫小牧市民文化芸術振興条例」が平成13年12月に可決され、平成14年4月1日から施行されました。

同年、教育委員会内に文化芸術振興の専門組織や、市長の附属機関として文化芸術の振興に関する重要事項を審議する「苫小牧市民文化芸術審議会」を設置。また、審議会は苫小牧市民文化芸術振興条例を総合的に推進するための基本方針として、翌年（平成15年3月）に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定しました。

「苫小牧市民文化芸術振興推進計画」は、この基本的な方針に基づき、市が果たすべき役割と責任を明らかにするため、平成18年4月から平成28年3月までの10年間で第1次、平成28年4月から令和8年3月までを第2次として策定。この計画のもと、文化芸術イベントの開催など事業を拡大し、多くの市民が文化芸術に接する機会の充実を図ってまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症による文化イベントや外出の自粛などに直面し、社会の在り方そのものが劇的に変化する中で、新たなニーズや課題に対応できる計画へと修正する必要があります。

第1次から続く「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」に資することを目標とし、これまで進めてきた施策の成果を引き継ぎ、「基本的な方針」に基づく取組みの更なる推進と振興のため、「第3次苫小牧市民文化芸術振興推進計画」を策定します。 ※現在の「文化芸術基本法」

2. 計画の期間

本計画は、第1次、第2次計画ともに10年を計画期間としておりましたが、デジタル技術の発展と苫小牧市民文化ホールの開業により、文化芸術をとりまく環境の変化が著しいことを鑑み、上位計画である「苫小牧市総合計画」と同じ5年計画とします。

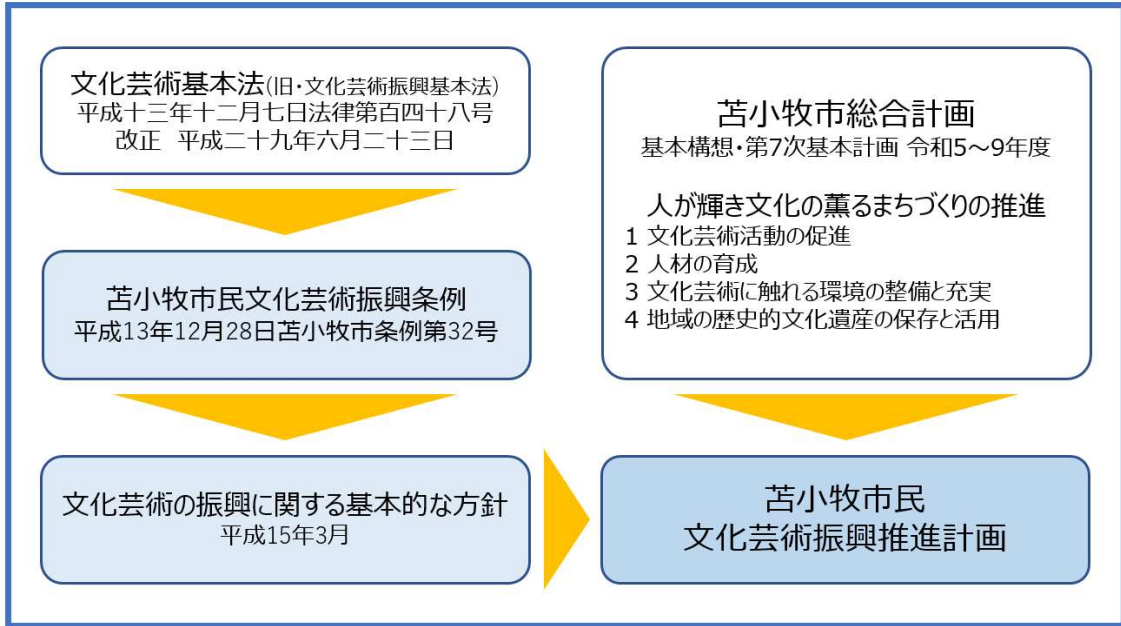
計画期間	令和8年4月から令和13年3月まで
------	-------------------

3. 計画の位置付けと策定体制

(1) 計画の位置付け

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である「苫小牧市総合計画」を基本に、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」や北海道の「北海道文化振興指針」を考慮し、苫小牧市民文化芸術振興条例との整合性と、市の計画との連携を図りながら文化芸術振興に係る施策を総合的に推進し、実現するための部門別計画として策定するものです。

計画の位置付け



(2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、文化芸術関係者や企業、市民などで構成する「苫小牧市民文化芸術審議会」で審議し、内容の検討とともに、市民アンケートやパブリックコメントにより広く市民から意見をいただきました。

・苫小牧市民文化芸術審議会

令和7年度第1回審議会（令和7年5月開催）から第5回審議会（令和7年11月開催）まで審議を行い、第2次計画の検証・評価や、本計画の施策についての提言をいただきました。

・市民・文化団体アンケート

市民アンケートは、計画策定のための基礎資料として、住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に、文化芸術に対する考え方、文化芸術に対する参加の意向、文化芸術活動を行うための問題点と解決策など、全8項目の設問に対し回答をいただきました。

また、文化団体アンケートは、苫小牧市文化団体協議会に加盟されている37団体を対象に、活動面での課題や、今後の市の取組みに関してなど、全7項目の設問に対し回答をいただきました。

・パブリックコメント（市民意見募集手続き）

令和7年12月に計画（案）を公表し、市民のみなさまから意見を募集しました。

4. 取り巻く背景の変化

(1) 文化芸術推進基本計画について

国においては、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である、「第2期文化芸術推進基本計画」（令和5年度～令和9年度）の期間中となっております。

本計画では、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進しております。また、効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するために、16の施策を整理し、具体的な取組みを設定しております。

(2) 北海道文化振興指針について

北海道においては、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として、令和5年3月に「北海道文化振興指針」を改正。道民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、多様性に満ちた活力ある地域社会とするため、地域文化への理解を深め、次世代に確実に継承していくとともに、新たな地域文化を創造・発展させ、文化により生み出される様々な価値を活用し、全ての人々が等しく文化の恵沢を享受することができる生活文化圏の構築を目指すとしております。

(3) SDGsについて

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」は、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年までの15年間で達成することを目指す国際目標です。「質の高い教育をみんなに」など17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成されています。

SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の活性化のための人材育成 ・誰でも文化芸術活動に参加できるための仕組みづくり ・文化芸術活動を長期的に支える環境づくり

(4) 本市の状況について

本市の文化芸術振興事業は、昭和52年12月に市内の篤志家（地元建設会社相談役）からの寄附が契機となり、その売却益や利息、賃借料を原資とする条件のもと「苫小牧市文化振興基金運営委員会」を組織し、公演など市の主催事業や、市民・文化団体が行う文化芸術活動への補助などに活用され、一層の文化芸術活動の活発化につながりました。

平成14年には「苫小牧市民文化芸術振興条例」、「苫小牧市民文化芸術振興基金条例」が施行となり、文化芸術に対して一層の弾みになったところです。さらに、これまでの寄附は新たに設立した「苫小

牧市民文化芸術振興基金」へと積立金を引き継ぎ、現在はこの基金と基金設立の趣旨に賛同していただいた方々の寄附を併せ、さまざまな文化芸術振興事業を実施しています。

令和8年3月、新たな文化施設として苫小牧市民文化ホール（呼称：アートキューブズ）が「民間資金等の活用による公共整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づくPFI方式を導入し、民間事業者が20年以上にわたり維持管理・運営を行い、市民会館、文化会館、労働福祉センター、交通安全センターの機能を統合した形で開業いたしました。音楽や演劇などの鑑賞・観劇に対応したホールや活動室、多目的室、ギャラリーなど、苫小牧市民のサードプレイスを目指した新しい複合施設として多彩な事業を実施する予定です。

5. 基本的な考え方

(1) 計画の推進体制

本計画の施策を着実かつ効果的に進めていくためには、行政、市民、NPO、ボランティア、芸術家、文化芸術団体、企業、教育機関、指定管理者など、各活動主体がそれぞれの立場を生かし取組む必要があります。

行政は文化芸術振興施策の全体的なマネジメントを行うほか、進捗状況の把握や取りまとめを行い、各主体が円滑に取組を進められるよう、連携を深め、全体として計画が推進するように調整を図っていきます。

さらに、行政の内部では各関係部局間の連携を図るほか、苫小牧市民文化芸術審議会に取組状況を報告していきます。また、事業実施時のアンケートや、ご意見箱の設置のほか、オンラインを活用した市民ニーズの把握に努め、事業を実施していきます。

(2) 第3次計画の取組みの検証、評価

計画に盛り込まれた内容は、社会情勢の変化や財政状況などにより実現が困難になることも想定されます。各施策については、実現に向けた取組みが着実に進むように継続的な検証を行い、変化に柔軟に対応することが必要です。

計画の推進にあたっては、それぞれの事業実施時に市民意見やニーズを把握するとともに、計画期間の終期において、施策の取組状況や計画全体の進捗状況について点検します。

第2章 前計画における取組の検証と課題抽出

1. 前計画期間における取組の検証

(1) 前計画の検証

前計画の10年間について検証し、次期計画の見直しの方向性を示します。最初に基本方針10項目に基づき掲げた「施策の推進」について検証作業を行い、具体的な取組成果から次期計画に盛り込む課題の抽出を行いました。

1 意識の高揚 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること

文化芸術の薫りあふれるまちづくりには市民の意識高揚を図ることが必要との視点に立ち、①文化芸術振興の担い手は市民であることの認識を促す、②市民が主体的にイベントを開催できるように機会の提供を行う、③発信する情報の充実を図るなどの取組みを進めました。



苫小牧市民文化祭総合展示発表▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧音楽祭事業の創設 ・音楽イベントへの実行委員会方式の採用 ・市民文化祭へ子どもの作品展示数増加 ・アーティスト・バンク・アウトリーチの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の新たな創作・発表機会の拡充 ・市民参加型イベントの充実 ・市民に開かれた美術博物館事業の継続 ・生活文化を実践できる場の拡充
②	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興助成事業における、申請書作成要領や、要綱の改正 ・市民文化祭での文化団体協議会とコラボ展 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の情報提供に努める ・アーティスト・バンク登録者の発表と、活動機会の拡充
③	<ul style="list-style-type: none"> ・サークルガイド・アーティスト・バンクの更新 ・観光PR推進事業、フィルムコミッション事業、アニメツーリズム事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい情報伝達に努める

2 歴史的文化遺産の保存と活用 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること

文化発展を理解するうえで欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代へ繋げて行くことが必要との視点に立ち、①文化財保護法や文化財保護条例でとらえられない文化遺産の保存のあり方を検討、②地元や地元ゆかりの画家などによる、壁画の保存、活用を図るなどの取組みを進めました。



タブコ遺跡クマ意匠付浅鉢形土器▲

タブコ遺跡鉄製品▶

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財の候補調査を実施し、タブコ遺跡の出土品2点を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法改正による地方登録制度の注視
②	<ul style="list-style-type: none"> ・静川遺跡、壁画など3Dデジタルアーカイブ化 ・野外彫刻の調査と一覧表のHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁画の保存と積極的活用

3 文化芸術に接する機会の拡大 芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保することが、文化芸術の創造・発展に繋がるとの視点に立ち、①市民の自主的な鑑賞、参加、創造の環境整備、②民間や公共の施設を利用した公演の機会拡大、③助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図るなどの取組みを進めました。



TOMAKOMAI MIRAI FEST ▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催事業の継続的開催 ・子どもから楽しめる「音楽の絵本」を実施 ・実行委員会へ民間・文化団体の参加拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代に合ったニーズ把握に努める ・実行委員会方式の継続と意見の反映
②	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興助成金制度による活動支援 ・市民創作発表会への拡大 ・都市再生コンテンツ創出事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設などでの公演機会の拡大
③	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道などの助成金制度の情報提供 ・市内企業による市主催事業への協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種助成金制度の周知強化 ・企業との協力、連携強化

4 人材の育成 文化芸術を担う人材の育成に関すること

優れた文化芸術の創造のためには、担い手の育成が必要との視点に立ち、①芸術家・指導者の育成、②発表の機会に恵まれない若手芸術家の発表の場の提供、③研修などの参加機会の拡充を図るなどの取組みを進めました。



ジュニアミュージッククリニック吹奏楽 ▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇を志す方を対象としたワークショップの開催 ・ジュニアミュージッククリニックの開催 ・アーティスト・バンク・アウトリーチ事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と文化芸術団体が連携した持続可能な事業展開への検討 ・一流の芸術家から学ぶ機会の拡充
②	<ul style="list-style-type: none"> ・HPなどによるアーティスト・バンク情報発信 ・施設稼働状況の把握と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家へ活動場所の提供
③	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道、企業などの研修制度の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報収集と提供に努める

5 交流の促進 文化芸術に係る交流の促進に関すること

文化芸術は人と人が交流することで広まり盛んになることから、様々な文化芸術交流が必要との視点に立ち、①市内、市外の芸術家の交流促進、②文化団体等の相互交流、③市民、文化団体、行政で構成するネットワークづくり、④姉妹都市との文化交流の促進、⑤在住外国人との交流の場を確保するなどの取組みを進めました。



八王子車人形公演 ▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	・市民参加型イベントでの交流の場創設 ・市外芸術家を招聘したイベントでの交流	・市民参加型イベントにおける芸術家交流の機会継続
②	・市民文化祭においてコラボ展を実施 ・アートフェスティバルの継続開催 ・文化団体協議会に対する継続支援	・市民が気軽に集える交流の場充実 ・文化団体協議会へのさらなる支援
③	・各種審議会、実行委員会の実施	・意見交換の機会の継続
④	・姉妹都市交流の継続 ・八王子市・苫小牧市・日光市の姉妹都市盟約50周年記念事業を実施	・姉妹・友好都市文化交流
⑤	・国際交流サロンでの各種交流会の実施 ・国際化推進事業、多文化共生地域づくり事業による交流イベントの実施	・国際交流事業の継続

6 環境の整備及び充実 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること

市の文化施設などが地域の文化芸術発信基地としての役割を十分果たせるように整備に努めるという視点に立ち、①展示の充実、教育普及活動の充実、専門家配置の充実、市職員の意識の高揚を図る、②市所蔵文化財・美術品の公開・展示機会の拡充、③文化施設の利用促進などの取組みを進めました。



苫小牧市美術博物館展示風景▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	・文化施設指定管理者の自主事業の充実 ・HP、さくら連絡網を活用した情報発信 ・文化施設への専門家の配置 ・総合計画、各種計画に文化芸術視点導入	・文化施設の文化事業拡充 ・文化施設に対する市民意見の集約 ・時代に合った情報発信の検討 ・市職員の文化意識向上に向けた取組み
②	・美術博物館所蔵作品を活用した、小中学校でのアウトリーチ授業の実施	・郷土の歴史の理解が深まる企画・展示の継続
③	・文化施設指定管理者の利用者アンケートを通じたニーズの把握と自主事業企画の実施 ・公共施設予約システムの導入 ・文化団体対象の学校開放事業	・市民と文化施設管理者の協働機会の継続 ・公共施設予約システム導入館の拡充

7 文化芸術性に配慮したまちづくり 文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めるという視点に立ち、①公共施設の整備にあたっては、周囲の環境との調和に配慮する、②市の特産品や自然を活かしたまちづくりを進めるなどの取組みを進めました。



苫小牧市民文化ホールグランドホール▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランなど各種計画に文化芸術性に配慮したまちづくりを明示 ・公園施設、幹線道路、生活道路のバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術的感性を取り入れたまちづくりの推進 ・バリアフリー化の継続
②	<ul style="list-style-type: none"> ・観光イベントとの相互連携の実施 ・自然環境保護に向けた講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化資源と観光資源の連携 ・美しい自然環境の保全と活用

8 高齢者・障がい者への支援 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の支援に関すること

障がいのある人もない人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりが必要との視点に立ち、①文化施設などで文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいように公演や展示における配慮を充実、②文化施設を円滑に利用できるための整備などの取組みを進めました。



長生大学授業風景▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・長生大学、生涯学習だよりによる支援 ・高齢者・障がい者対象の教養講座、文化教室の実施 ・ボランティア体験プログラム事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者の文化芸術活動の拡充と支援の継続
②	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロック、手すり、バリアフリートイレなど公共施設のバリアフリー化の継続 ・音楽イベントでの車椅子スペースの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の維持・管理の継続

9 青少年への支援 青少年の文化芸術活動の支援に関すること

青少年が豊かな人間性と多様な個性を育むために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ることが必要との視点に立ち、①青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進、②自主的な参加、創造活動が行える場の確保、指導者の確保を図るなどの取組みを進めました。



苫小牧市民文化祭和のステージ▲

[具体的な成果と課題]

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けコンサートの実施 ・ジュニアミュージッククリニックの開催 ・赤ちゃん・絵本のとびら事業による乳幼児期からの取組み実施 ・美術博物館祭や無料観覧日の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの把握による講座などの充実 ・親子で参加可能な事業の実施
②	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化親子教室の開催 ・アウトリーチ事業による学校文化芸術活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化教室と発表機会の充実 ・アウトリーチ事業の更なる活用の検討

10. 学校教育への支援 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること

学校教育の中で文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心を持った人づくりが必要との視点に立ち、①市内芸術家、指導者の学校派遣及び体験学習の充実、②学校施設を利用した舞台芸術を鑑賞する機会の充実、③文化施設における教育・体験プログラムの充実及び積極的活用の促進を図るなどの取組みを進めました。



アウトリーチ推進事業授業風景▲

【具体的な成果と課題】

	前計画期間中の取組み	次期計画への課題
①	・アウトリーチ事業による学校教育への協力	・学校との連携の強化 ・アウトリーチ事業の更なる活用の検討
②	・文化庁実施の「文化芸術による子供育成総合事業」などの計画実施	・学校の体育館などを利用した舞台鑑賞の継続
③	・子ども向けコンサートの実施 ・ジュニアミュージッククリニックの開催 ・学校連携プログラムの実施 ・文化財発見ツアー、出前講座、郷土学習の実施	・既存事業の継続 ・美術教育の充実

(2) 前計画の取組検証の概括

・計画の推進による実績

市民とともに文化芸術を育み、「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」を目指し、様々な取組みを行ってきました。市民参加型イベントである苫小牧アートフェスティバルや市民文化祭の継続、アーティスト・バンクに加えて生涯学習人材バンクの設置、アウトリーチ事業の拡充、音楽イベントでは苫小牧ミライフストの実施など、公共施設の枠を超えた事業展開により、文化芸術意識の高揚や地域の活性化への一端を担うことができました。

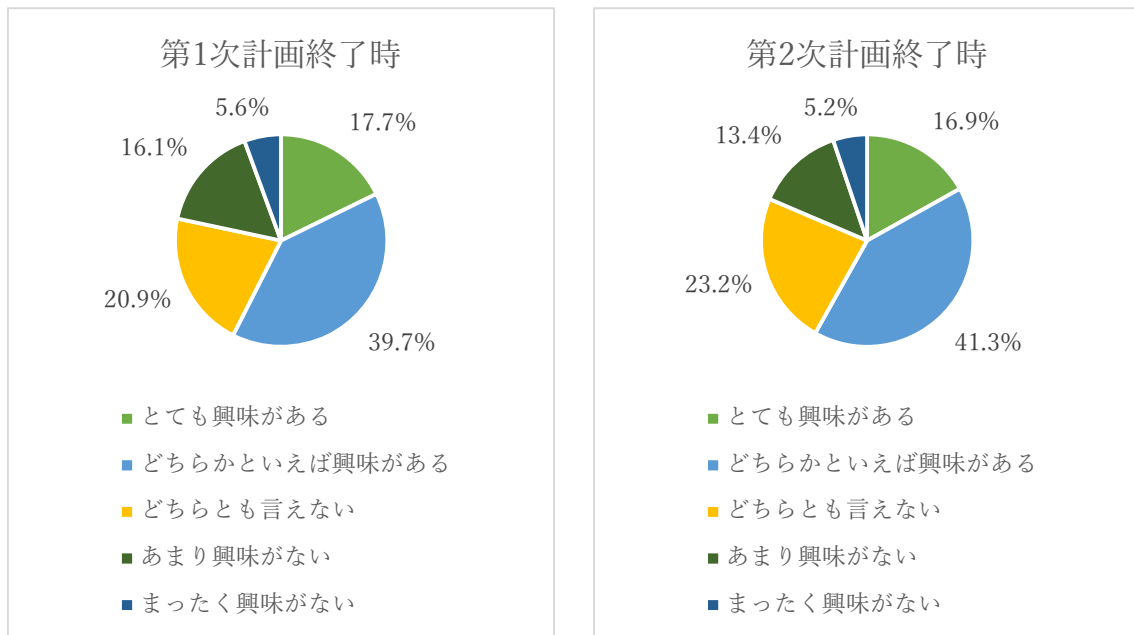
前計画の中で具体的な取組みとした109項目のうち、106項目について取組み、一定の実績を残すことができた反面、新型コロナウイルスの感染防止のためやむを得ず中止となり、再開後も参加者数が伸び悩む事態も見受けられました。

2. 市民アンケート結果からの検証

(1) 市民アンケートの実施

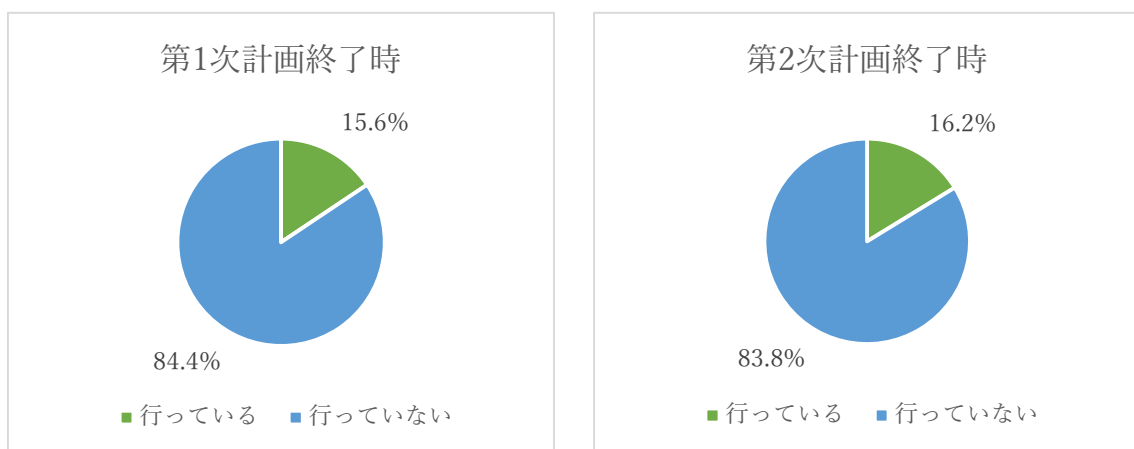
前計画の検証とともに次期計画策定に向け、市民の文化芸術に対する意識を把握するため、令和7年1月に市民アンケート調査を実施しました。このアンケート結果を踏まえ、市民における実態を把握し、次期計画への課題抽出を行いました。

Q1文化芸術に興味がありますか？



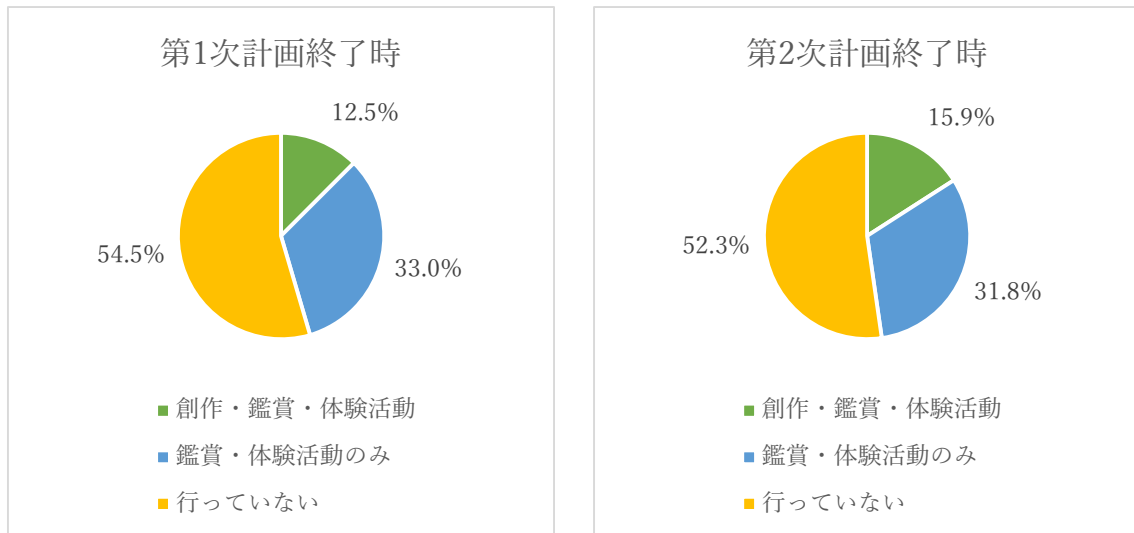
前回は57.4%、今回は58.2%と微増。約半数以上の方は興味を持っていることが分かりました。

Q2創作活動等（鑑賞・見学を除く）をしていますか？



前回は15.6%、今回は16.2%と微増。文化芸術の鑑賞や体験は行っても、創作活動は市民の半数以上が行っていないという現状になっています。

Q3文化芸術活動への関わり



「文化芸術に触れていない（行っていない）」と回答された市民は、前は54.5%、今回は52.3%（アンケート結果Q2・Q3から算出）でした。

(2) 文化団体アンケートの実施

市民アンケート調査と並行し、苫小牧市文化団体協議会加盟団体を対象に、文化団体アンケート調査を実施しました。2つのアンケート結果を踏まえ、市民における実態を把握し、次期計画への課題抽出を行いました。

Q1子どもが文化芸術に親しむためには、どのようなことが必要だと思いますか？（上位5項目）

市民アンケート（691名 複数回答可）

順位	項目	件数	割合
1	学校における鑑賞・体験の充実	422	61.1%
2	苫小牧市内の文化施設における子ども向け・ファミリー向けの公演の充実	221	32.0%
3	地域での鑑賞・体験を行う機会の充実	197	28.5%
3	子どもにわかりやすい情報発信	197	28.5%
5	子どもが文化芸術を通して活躍できる発表等の機会	141	20.4%

文化団体アンケート（53件 3つまで回答可）

順位	項目	件数	割合
1	学校などと連携した鑑賞・体験機会の創出	16	30.2%
2	子どもや若者向けのイベント等の実施	11	20.8%
3	積極的な情報発信	9	17.0%
4	他団体と連携した鑑賞・体験機会の創出	8	15.1%
5	地域（町内内など）と連携した鑑賞・体験機会の創出	7	13.2%

いずれのアンケート結果からも、「学校における鑑賞・体験機会」を重要視していることが伺えます。

Q2今後の苫小牧市の文化芸術のために、市の取組みとして重要だと思うものは？

市民アンケート（691名 複数回答可）

順位	項目	件数	割合
1	市民が利用しやすい文化施設の運営	351	50.9%
2	市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実	325	47.2%
3	子どもが文化芸術に触れる機会の充実	264	38.3%
4	文化芸術活動に関する情報の収集と発信	169	24.5%
5	文化芸術の創造・発表活動の支援	83	12.0%
5	文化芸術活動施設の整備（バリアフリー化など）	83	12.0%

文化団体アンケート（59件 3つまで回答可）

順位	項目	件数	割合
1	市民が利用しやすい文化施設の運営	16	27.1%
2	子どもが文化芸術に触れる機会の充実	12	20.3%
3	文化芸術の創造・発表活動の支援	11	18.6%
4	文化芸術活動に関する情報の収集と発信	6	10.2%
5	市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実	5	8.5%

いずれのアンケート結果からも、「市民が利用しやすい文化施設の運営」を重要視しており、次いで「子どもが文化芸術に触れる機会」を求めていることが伺えます。

(3) アンケート結果の検証

市民アンケート結果について第1次計画終了時点と比較したところ、文化芸術への興味や創作活動の実施についての問いに対し、いずれも大きな変化はなく微増という結果になりました。一方、文化芸術活動への関わりについての問いに対し、「文化芸術に触れていない（行ってない）」方は52.3%に減少しています。

また、市民アンケートと文化団体アンケートに共通する2項目を比較したところ、学校での文化芸術活動を求める声が多くなり、文化芸術に対する興味を向上させるためには、「意識の高揚」の取組みを継続するだけでなく、「学校と連携」した事業展開が必要だとわかりました。

次期計画においても「きっかけづくり」となる情報発信に努め、コロナ禍からの回復とともに、ニーズや情勢の変化を的確に捉えた取組みが必要となります。

3. 見直しの方向性

(1) 計画で目指す姿

本計画の上位計画である「苫小牧市総合計画（基本構想・第7次基本計画）」において、理想の都市を「人間環境都市」と掲げるとともに、まちづくりの目標を「学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち」としています。また、今回「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の改定を行わないことから、基本理念を継承し、文化芸術の振興に努めます。

主 題	芸術文化で豊かな心をつなぐまちづくりの推進
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること ・市民の幅広い文化的利益の享受及び文化芸術活動への参加を図ること ・文化芸術活動を行う者の表現の自由を保障すること ・多様な文化芸術の保護及び発展を図ること ・文化芸術の水準の、一層の向上を図ること

(2) 見直しの方向性

文化芸術の役割は今後も変わることなく個人と社会に豊かさや感動をもたらす、創造性や感性を育み、他者との共感を生み出すなど、心豊かな社会の形成にきわめて重要な意義をもつことから、前計画の基本的な考え方を土台としながら実施可能な内容に修正を行うとともに、類似した取組項目を統合するなどの見直しを進めます。また、苫小牧の文化芸術を取り巻く状況変化などを踏まえ、時代に合わせた計画の見直しを進めます。



第3章 施策の推進

施策 1

意識の高揚

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのための市民の意識高揚に努めます。

1. 文化芸術振興の担い手は市民であり、市民一人ひとりがそのことを認識する

- (1) 市民の文化芸術活動に刺激を与え、創作、発表、世代間交流ができる市民文化祭などの市民参加型イベントや、民間の取組みと連携した事業の充実を図るとともに、作品展示や主体的な創作発表機会の拡充に努め、市民自らが文化振興の担い手であるという意識の向上を目指します。
- (2) 文化芸術事業の企画実施にあたり、多くの市民や企業、芸術家、文化団体の参画を促し、文化芸術振興が市民から進む仕組みづくりとともに、次世代を担う子どもたちが文化芸術に親しみ、創作発表活動の刺激となるよう、楽しさを実感する機会の拡充やコンクール開催など検討を進めます。
- (3) 生活文化や伝統文化を市民一人ひとりが文化芸術と捉え、積極的に実践できる講座や子ども向け教室の充実を図るとともに、文化芸術継承の観点から指導者、後継者の育成や意識の向上に努めます。

- ・市民参加型イベントや作品展示の充実
- ・市民・企業・芸術家・文化団体の事業の充実と参画
- ・子ども向け事業の拡充
- ・コンクールなどの開催
- ・生活・伝統文化の講座の充実
- ・文化活動の指導者・後継者の育成

2. 市民の手によるイベント開催など、市民が主体的に取り組める機会を提供する

- (1) 市民の主体的な文化芸術活動の活発化に向け、情報提供のあり方や支援制度の効果的なPR方法の検討により機運を醸成するとともに、初めて取組む際には支障なく進められるような支援や、同ジャンルのイベント開催団体で相互支援する仕組みづくりに努めます。
- (2) 芸術家登録・芸術家派遣事業の市民主導による活性化と、芸術家を呼びたい人や、提供したい人の活動の範囲が広がるように努めます。また、若手の芸術家などのさらなる登録や、登録芸術家の活動の場が拡充するよう、派遣先の拡大を検討します。
- (3) ボランティア団体と協力した文化芸術事業を継続するとともに、学生ボランティア参加者の増加を図り、世代を超えた交流と次世代へ向けた文化振興に努めます。

- ・効果的なPRの実施
- ・支援体制の強化
- ・芸術家登録・派遣事業の活動範囲拡大
- ・学生ボランティアを含む文化交流の実施

3. 市の施設におけるイベント、文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実する

- (1) 文化芸術行事や活動に関する情報は、感動の分かち合いや自らの活動・発信意欲を高めることを目的に、メディアとの協力体制や効果的なPRに努めるとともに、アンケートなどを活用した情報紙の見直しを進めます。
- (2) いつでも、どこでも、だれでも、多彩な文化芸術に親しめるように情報収集に努め、文化団体、サークル、指導者のデータベースの充実と、創作活動の機会拡充に向けた利用可能施設情報なども含め、インターネットや広報などにより市内外に広く情報発信します。
- (3) 魅力的な風景や歴史、観光、特産品などを市内外にアピールし、テレビ・アニメ・映画・ゲームなどのロケーションの誘致に努めます。

- ・メディアとの協力体制の継続
- ・アンケートなどを活用した情報紙の見直し
- ・施設情報データベースの充実・発信強化
- ・地域資源PRによるロケーション誘致とメディア芸術の振興

施策 2

歴史的文化遺産の保存と活用

文化の発展を理解する上で欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代につなげて行きます。

1. 文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する

- (1) 指定文化財や未指定の有形・無形文化財は、郷土学習における貴重な財産です。歴史的な文化遺産などの登録制度を検討し、防災対策を推進しつつ保存と活用に向けた意識の高揚を目指します。
- (2) 地域固有の歴史や風土の中で育まれてきた伝統芸能、伝統行事の歴史的な重要性を尊重し、その伝承にむけた魅力のPRに努めるとともに、後継者・ボランティアを支援してまいります。

- (3) 先住民族であるアイヌの歴史を尊重し、アイヌ文化の講座などを継続開催することで、その世界観や生活など、民族共生について考える機会をつくります。

- ・文化財の保存と活用、防災対策の推進
- ・歴史的文化遺産の登録制度の検討
- ・伝統芸能・伝統行事の伝承と、後継者・ボランティアの育成
- ・アイヌ施策推進地域計画の推進と、文化講座の継続実施

2. 地元や地元ゆかりの画家などによる、壁画の保存・活用を図る

- (1) 地元や地元ゆかりの画家による壁画などのデジタル保存化を検討し、インターネットを通じて広く一般に公開することで、貴重な記録と成果を未来へ継承します。
- (2) 市内に存在する壁画や野外彫刻、文化遺産、まちなみなどを積極的に広報・活用することにより、郷土愛や文化芸術意識の高揚を促し、創造性を育む取組みを進めます。

- ・施設存廃時は、デジタル技術を活用した利活用を視野に入れる
- ・壁画、野外彫刻、文化遺産、まちなみの積極的広報

施策 3

文化芸術に接する機会の拡大

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保し、文化芸術の創造、発展に努めます。

1. 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これらを創造する環境整備を図る

- (1) 質の高い文化芸術に直接触れて豊かな感性を磨き、創作・発表・鑑賞意欲を創出することが、文化芸術意識の向上には重要なことから、文化芸術事業を継続して実施し、理解と関心を高めるとともに、ご意見箱のほかオンラインを活用したニーズの把握に努め、優れた文化芸術の鑑賞機会拡大に取り組めます。
- (2) 民間や市民、文化団体との共創による文化芸術事業を継続し、実行委員会方式などによる市民参加のノウハウの蓄積、継承に努めます。
- (3) 美術博物館において、優れた展示・鑑賞事業の拡充を図るとともに、展示内容の多言語化を推進して国内外の来訪者に開かれた芸術拠点を創出します。

- ・文化事業の継続実施
- ・オンラインを活用したニーズ把握と、鑑賞機会の拡大
- ・共創による事業の継続実施
- ・美術博物館における鑑賞事業の充実と展示内容の多言語化
- ・地元芸術家作品の計画的収集

2. 民間や公共の施設を利用した公演の機会の拡大を図る

- (1) 市民が文化芸術に触れることができる場の充実に向け、市内各地域のコミセン、町内会館、民間施設などの適切な活用と公演支援に努めます。
- (2) 公共、商店街、関係団体などの協働によるまちづくりや魅力発信事業を踏まえ、路上、公園、商店街などの賑わい空間に、デジタル技術を用いた表現など、誰もが文化芸術を身近に享受できる舞台創出を推進します。

- ・各地域の施設を利用した公演の積極的支援
- ・デジタル技術を用いた表現を含む、路上、公園、商店街などの空間への舞台創出

3. 助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図る

- (1) 市民の主体的な文化芸術活動の活性化に向け、苫小牧市民文化芸術振興助成金が活用されるよう、実績のPRや制度の積極的な広報を行い、応募要件のわかりやすさ、申請手続の負担軽減など、助成金制度の強化に努めます。
- (2) 市民の文化芸術活動に対する国・道・市の助成や各種文化団体への支援情報の収集に努め、情報紙、ホームページなどでわかりやすく活用しやすい観点の情報提供により、広く市民に周知します。
- (3) 地元企業の理解と協力を得て、文化芸術振興に対する企業メセナのさらなる促進とともに、個人市民及び法人市民ともに文化芸術の意識高揚を目指します。

- ・市民文化芸術振興助成金の積極的な広報
- ・国、道、各種団体の支援情報の発信
- ・地元企業と連携した企業メセナの促進

施策4

人材の育成

優れた文化芸術を創造するためにはその担い手に優秀な人材を得ることが不可欠です。このための人材育成に努めます。

1. 創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る

- (1) 地域の文化芸術を支える人材を育成するため、先進事例から効果的な取組みを検討し、文化団体指導者、文化施設企画担当者、舞台技術者、学芸員などを対象に研修会やワークショップなどへの参加を促します。また、文化芸術活動への参加者増とともに指導者を目指す意欲につながる人材育成の仕組みを検討します。
- (2) 芸術家が育ち、定着していくように、芸術家を支える環境の整備を検討するとともに、文化団体の活動を尊重しながら、団体に所属していない芸術家が自由に創作活動を行い、発表できる機会の拡充や創作発表意欲の活性化に努めます。

- ・文化芸術を支える人対象の研修会などの参加促進
- ・指導者育成事業の推進
- ・芸術家を支える環境整備と発表機会拡充

2. 発表の機会に恵まれない若手の文化芸術家に対し、民間や公共の施設において発表の場を提供する

- (1) 文化振興の鍵である若手芸術家の創作発表活動の活性化を促すため、市民参加型イベントへの積極的参加につながる仕組みづくりに努めるとともに、公共施設などの稼働状況を把握し、活動場所を紹介します。
- (2) 産業のまち苫小牧の地域特性を活かし、企業と行政、芸術家の連絡体制の構築に努め、若手芸術家の作品を活用するなど、地域経済や産業などをアートの視点で見つめ直し、芸術と産業の連携する仕組みづくりを検討します。

- ・市民参加イベントに若手芸術家発表の場拡充
- ・公共施設の稼働状況と活動場所の紹介
- ・企業・行政・芸術家の連絡体制の構築

3. あらゆる芸術家の育成及び資質向上のため、研修などに参加する機会の拡充を図る

- (1) 国及び各種文化団体、企業の芸術家育成事業などの情報は、関係機関と連携して継続的に

収集・整理し、ウェブ・窓口で分かりやすく提供します。

・芸術家育成事業の情報収集と提供

施策 5 交流の促進

文化芸術は人と人が交流することで広まり盛んになっていきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

1. 市内、市外の芸術家との交流を促進する

- (1) 市内と市外の芸術家交流の活発化は、文化振興に大きく寄与することから、苫小牧出身の国内外で活躍する芸術家情報の収集に努め、市内での公演などを企画するとともに、市民参加型イベントにおいて、市内文化団体などとの交流機会の拡充を図ります。
- (2) 国内外の芸術家が一定期間市内に滞在する芸術家滞在事業に向け、市内の芸術団体などと交流・滞在できる施設など場の確保や、積極的な情報発信とともに、創作イベントの開催などにより、文化芸術振興への意識の活発化に努めます。
- (3) 市外から招聘した芸術家と地元団体との交流を呼びかける仕組みを検討し、共同制作や巡回公演、ワークショップを展開し、地域全体のレベルの向上に努めます。

・苫小牧出身芸術家情報の収集と交流を含めた企画の実施
 ・芸術家滞在事業に向けた、施設の確保とイベントの開催
 ・文化団体と地元団体との交流の推進

2. 文化団体及び文化サークル間での相互の交流を促進する

- (1) 様々な形の交流が新たな文化芸術の創造に繋がるように、参加ジャンルの枠を超え、他団体と交流するコラボレーション企画を継続し、芸術家や文化芸術に興味がある人が気軽に集い交流のできる場の拡充を図ります。
- (2) 文化団体協議会が本市の文化振興の核として発展するように継続的に支援し、一層の文化団体・サークル間の交流や連携が進む仕組みづくりに努めるとともに、胆振管内の文化団体の相互交流の促進を図ります。

・市民参加型イベントにおけるコラボレーション企画の継続
 ・文化団体協議会の継続支援
 ・胆振芸術祭の支援

3. 市民、文化団体等及び行政で構成するネットワーク会議づくりを進める

- (1) 文化団体協議会やサークル連盟、市民、文化団体、企業、行政、指定管理者など、文化団体が対話・協働する場を設け、効果的な文化芸術施策推進に努めます。

・意見交換によるアイデア集約

4. 姉妹都市との文化交流を促進する

- (1) 国内外他都市の文化を知ることは、文化芸術振興への刺激となることから、姉妹・友好都市の文化を広く市民に紹介するため、交流時は伝統芸能や民俗文化を紹介する合同の企画などについて検討します。

・姉妹都市や国際交流団体との文化交流の継続

5. 市内に在住する外国人との相互交流の場を確保する

- (1) 「苫小牧市多文化共生指針」に基づき各種事業に外国人の参加を促し、多くの市民が異文化に触れることができる相互交流の創出に努めます。

・相互交流活動の継続
・在苫外国人との文化芸術相互交流の機会創出

施策 6 環境の整備及び充実

市の文化施設などが地域の文化芸術の発信基地としての役割を充分果たすようにその整備に努めます。

1. 市の文化施設などの展示の充実、教育普及活動の充実、学芸員等専門家の配置等の充実、市の職員の文化芸術に対する意識の高揚を図る

- (1) 文化施設は感動や希望を提供し、創造性を育み、地域コミュニティの創造、地域発展を支える場との認識を持ち、市民意見を運営に反映させた市民サービスの向上に努めます。
- (2) 文化芸術は学習活動の一環として展開されていることから、子どもたちの活動や学習のナビゲーション的な役割を担う情報メディアを活用した子ども向け情報と教材を拡充します。

- (3) 文化施設を支える人づくりを視点に入れ、学芸員などの専門家などの配置や、専門性の高いボランティアの育成に努め、市民の文化芸術活動をさらに支援していきます。
- (4) 文化行政の観点から、市職員に対して文化芸術イベントへ積極的な参加を働きかけ、意識の向上を図るとともに、市の各種計画などへ文化芸術の視点の取り入れに努めます。

- ・文化施設に対する市民ニーズの把握と整備・運営への反映
- ・情報メディアを活用した子ども向け情報の発信
- ・文化施設への専門家などの配置
- ・市職員の意識の醸成と各種計画への視点の取り入れ

2. 市の文化施設などで所蔵している文化財、美術品を市民が気軽に鑑賞し、親しむことができるよう施設内外を問わず積極的に公開・展示を促進する

- (1) 若手芸術家や子どもたちの創作発表機会の拡充を図るとともに、学校や公共施設、民間施設での市所蔵美術品の公開・展示により、気軽に親しむ場の提供に努めます。

- ・市所蔵美術品の学校、公共施設等での公開展示

3. 市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る

- (1) 文化施設は市民の文化芸術活動の発信・交流・学習の場として充実に努め、市民と文化施設管理者が一体となり事業を企画・運営する仕組みを検討するとともに、指定管理者制度導入施設においては、民間企業のノウハウが活かせるよう支援します。
- (2) 文化施設の一部をアトリエや練習場所として効果的に活用するとともに、市民が集い創造を深めるサードプレイスとしての整備のあり方を検討します。
- (3) 文化芸術活動が気軽に行えるように、文化施設の開館時間、開館日、使用料などは市民ニーズを把握し、利便性向上に努めます。また、学校開放事業においても、より良い活用や利用促進に向けて検討します。

- ・市民、文化施設管理者の協働と自主事業の充実
- ・文化施設の効果的な活用と、サードプレイスとしての整備充実
- ・文化施設の利便性向上
- ・学校開放事業の利用促進

施策 7

文化芸術性に配慮したまちづくり

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めます。

1. 公共の建物など施設の整備や新設にあたっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する

- (1) 公共施設が都市空間の形成に果たす重要性を認識し、建設改修時は周囲の環境や美観性、デザイン性に配慮した景観づくりや、新たなライフスタイルの形成に努めます。
- (2) 住みよい生活空間創造の観点から、公園や道路などの社会基盤は今後もバリアフリーの考えに基づき、カルチャーストリート、文化公園、市内に点在する野外彫刻などを活用した景観のPRや整備に努めます。
- (3) 文化芸術から生まれる潤いのある豊かな環境の重要性を認識し、歴史的文化・風土、都市機能など当市のさまざまな資源を活かすため、市の各種計画や様々な分野に文化芸術的な感性に配慮したまちづくりを推進します。

- ・公共施設の建設改修時に文化芸術的要素の取り入れ
- ・野外彫刻など景観のPRと整備
- ・市の各種計画への文化芸術的要素の取り入れ

2. 苫小牧市の特産品、特色及び自然を活かしたまちづくりを進める

- (1) 文化芸術イベントと観光イベントの相互連携、文化資源を活かした観光ルートの開発など、観光活性化とともに文化芸術を活用した集客交流拡大の仕組みづくりに努めます。
- (2) 産業のまち苫小牧という特色を生かし、企業と連携した美術展や産業イベントを組み込み、民間資源を活用した文化芸術の振興と地域産業の連携を推進します。
- (3) 豊かな自然が持つ美しさは文化芸術の根源であると認識し、本市に存在する豊かで美しい森林や湖沼、湿原などを積極的にPRするとともに、自然保護思想の普及と自然環境の保全に努めます。

- ・文化芸術イベントと観光イベントの相互連携の継続
- ・企業所蔵美術展、産業に関わるイベントの支援
- ・自然のPRと保護思想の普及

施策 8

高齢者・障がい者への支援

障がいのある人も無い人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりに努めます。

1. 市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいよう、公演や展示等における配慮を充実する

- (1) 少子・高齢社会において、高齢者が生涯学習の一環として文化芸術活動に親しみ、活動が活発化するように、施設整備や情報の収集・発信に努めます。
- (2) 障がいのある人も文化芸術に親しみ、活動が活発化するよう支援するとともに、ボランティア団体や障がい者団体などと連携した事業展開と、参加しやすい環境づくりを進めます。
- (3) 高齢者や障がい者に対応する表記や、託児や字幕・音声による案内サービスの充実などの環境整備を図るとともに、市民参加型イベントの充実や公共施設などを利用した作品発表機会の拡充に努めます。

- ・高齢者のための施設整備と情報発信
- ・障がい者講座の充実など参加しやすい環境づくり
- ・高齢者・障がい者活動への積極的支援
- ・すべての人が参加・利用しやすい環境整備と創作・発表機会拡充

2. バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る

- (1) 「福祉のまちづくり条例」に基づき、文化施設に手すりやバリアフリートイレの設置、託児室や授乳室、障がい者専用駐車場の充実など、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めます。

- ・福祉のまちづくり条例に基づく施設整備

施策 9

青少年への支援

青少年が豊かな人間性と多様な個性を育むために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ります。

1. 市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する

- (1) 青少年を対象とした文化芸術事業を支援するとともに、学校教育と公共施設の連携による鑑賞の機会の拡充に努めます。また、文化芸術活動の意欲向上のために、市民参加型イベントなどに青少年向けのワークショップを充実するなど、文化芸術に触れる喜びや豊かな感性を育むための取組みを推進します。
- (2) 地域の文化施設において、青少年向けの講座などの充実とニーズ把握に努めるとともに、さらに文化芸術を浸透させ、すそ野を広げるために、乳幼児期から文化芸術に触れ、豊かな感性を育むことができるよう、親子で参加できる企画などを検討します。

- ・青少年を対象とした事業の支援と鑑賞機会の拡充
- ・市民参加イベントで青少年向けワークショップの充実
- ・青少年を対象とした地域文化団体への支援の検討
- ・乳幼児期から文化芸術に親しむ事業の拡充

2. 年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行える場や指導者の確保を図る

- (1) 青少年の感性に合った様々な文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充と、各文化団体における指導者育成という意識が向上する取組みを検討します。

- ・文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充
- ・各文化団体における青少年指導者の育成

施策 10

学校教育への支援

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心をもった人づくりに努めます。

1. 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、文化芸術に関する体験学習の充実を図る

- (1) 子どもたちが文化芸術や地域文化の伝承活動に参加し、豊かな感性を磨けるように、学校と地域の連携を強化し、学びの場の充実に努めます。
- (2) 子どもたちの文化芸術活動参加のきっかけづくりとして、授業や部活動などの場面において芸術家派遣事業の積極的な活用を働きかけ、学校教育における文化芸術活動の充実に努めます。

- ・学校と地域の関係者による円滑な連携・移行の促進
- ・芸術家派遣事業の積極的導入による、教職員の意識向上と児童生徒の体験学習の充実

2. 体育館など学校の施設を利用した本物の舞台芸術を鑑賞する機会の充実を図る

- (1) 学校における芸術体験授業や公演など、学校施設を利用した文化芸術鑑賞事業の積極的な支援と、情報を学校へ提供するよう努めます。

- ・学校公演に向けた情報提供と開催の継続

3. 市の文化施設などにおいて、児童生徒向けの教育・体験プログラムを充実させ、学校においてそれを積極的に活用する取組みを促進する

- (1) 市の文化施設においては、学校教育・郷土学習・美術教育と連携した、授業の一環として活用可能なプログラムづくりや、長期休業中に参加できる子ども向けプログラムの充実に努めます。
- (2) 子ども向けのわかりやすい冊子などの作成や地域団体との共創による郷土文化や子ども向け歴史イベントの開催など、子どもたちが楽しんで苫小牧の歴史を学ぶ事業について検討を進めます。

- ・学校教育との連携による郷土学習、美術教育の推進
- ・子ども向けの歴史を学ぶ企画の継続

資 料

1. 苫小牧市民文化芸術振興条例
2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例
3. 文化芸術の振興に関する基本方針
4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱
5. 審議会における審議経緯
6. 市民・文化団体アンケート結果、パブリックコメント結果

1. 苫小牧市民文化芸術振興条例

平成13年12月28日 苫小牧市条例第32号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化の薫り高く潤いのある市民生活の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の幅広い文化的利益の享受及び文化芸術活動への参加が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現の自由を保障し、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術活動が文化芸術の普及に重要な役割を果たすことにかんがみ、市における文化芸術活動の水準の一層の向上が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を策定するとともに、必要な組織を整備し、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、文化芸術振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、市が行う施策に文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

4 市は、この条例の運用に当たり、文化芸術の内容に介入し、又は干渉することのないよう十分留意するものとする。

(民間団体等との関係)

第4条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意するとともに、民間団体等の協力を求め、又はその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 市は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
 - (2) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。
 - (3) 芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
 - (4) 文化芸術を担う人材の育成に関すること。
 - (5) 文化芸術に係る交流の促進に関すること。
 - (6) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
 - (7) 文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること。
 - (8) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること。
 - (9) 青少年の文化芸術活動の支援に関すること。
 - (10) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項
- 3 基本方針は、苫小牧市民文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。
- 4 基本方針は、その要旨を遅滞なく公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 民間団体等に対する援助等

(民間団体等に対する援助)

第7条 市は、民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該民間団体等に対して必要な助言、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(民間団体等の支援活動の促進)

第8条 市は、市民の文化芸術活動に対する民間団体等の支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の振興に関し功績のあったものの顕彰に努めるものとする。

第4章 苫小牧市民文化芸術審議会

(設置)

第10条 市における文化芸術の振興を図るため、市長の附属機関として、苫小牧市民文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期等)

第13条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第16条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（平成14年4月1日）から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例

平成13年12月28日 苫小牧市条例第33号

(設置)

第1条 市民の文化芸術の振興を図るために必要な事業に要する経費（以下「事業費」という。）の財源に充てるため、苫小牧市民文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益（以下「収益」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業費に充てるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、収益の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために基金の一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日（平成14年6月1日）から施行する。

3. 文化芸術の振興に関する基本的な方針

私たちが生まれ育ったまち苫小牧、このまちに生まれたことの喜び、住めることの充実、そしていつまでも住み続け、次の世代へ、明るい未来へとつなげる感動のあるまちづくりを進め、文化芸術を通して世界の人々との交流を深めるため、この基本方針を定めます。

はじめに

平成14年4月1日付で「苫小牧市民文化芸術振興条例」（以下「条例」という。）が、制定されました。この「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、条例第6条に基づき、市が行う文化芸術振興施策を総合的に推進するために定める基本的な方針です。

まず第1章で、文化芸術振興の意義を位置付けました。

第2章及び第3章では、文化芸術振興の基本理念とその基本的な方向について市の役割を明記しました。

第4章は、基本方針について、条例に基づく項目ごとに具体的に掲げました。

今後はこの基本方針に基づき、さらに具体的な文化芸術に関する施策を策定し推進してゆくこととなります。

第1章 文化芸術振興の意義

私たちを取り巻くあらゆる存在が、文化であり芸術です。人は常に文化芸術の恩恵を受けて生きています。第1章では文化芸術振興の意義について掲げます。

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすものである。
- ・ 文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるものである。
- ・ 文化芸術は、人と人を結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものである。
- ・ 文化芸術は、人間が協働し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。
- ・ 文化芸術は、人間が人間らしく生きるためのものである。
- ・ 文化芸術は、身近な日常生活からも生まれ、体験できるものである。
- ・ 文化芸術は、地域の特色や大切な自然を守り、次の世代につなげてゆくためのものである。

第2章 文化芸術振興の基本理念

市が、文化芸術の振興を行うに当たって十分留意すべき事項を第2章にまとめました。

- ・ 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- ・ 市民の幅広い文化的利益の享受及び文化芸術活動への参加を図ること。
- ・ 文化芸術活動を行う者の表現の自由を保障すること。
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展を図ること。
- ・ 文化芸術の水準の、一層の向上を図ること。

第3章 文化芸術振興の基本的な方向

市が、文化芸術の振興を推進するための基本的な方向を第3章にまとめました。

- ・ 市は、文化芸術施策を推進するための組織を整備すること。
- ・ 文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう充分配慮すること。
- ・ 市の施策全般にわたり、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるとともに、行政の文化的意識と水準を高めること。
- ・ 文化芸術の内容に介入したり干渉しないこと。
- ・ 民間団体等が行う文化芸術活動に、支障を及ぼさないよう充分留意すること。
- ・ 民間団体等と連携をし、人材や情報及び能力を充分活用すること。

第4章 文化芸術振興の基本的な方針

文化芸術の振興を図る具体的な施策を推進するために、まず基本的な苫小牧市の方針を次のように定めます。

1 「市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること」

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのため市民の意識高揚に努めます。

- ・ 文化芸術振興の担い手は市民であり、市民一人ひとりがそのことを認識する。
- ・ 市民の手によるイベント開催など、市民が主体的に取り組める機会を提供する。
- ・ 市の施設におけるイベント、文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実する。

2 「地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること」

文化の発展を理解する上で欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代につなげてゆきます。

- ・ 文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する。
- ・ 地元や地元ゆかりの画家などによる、壁画の保存・活用を図る。

3 「芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること」

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保し、文化芸術の創造、発展に努めます。

- ・ 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これらを創造する環境整備を図る。
- ・ 民間や公共の施設を利用した公演の機会の拡大を図る。
- ・ 助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図る。

4 「文化芸術を担う人材の育成に関すること」

優れた文化芸術を創造するためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠です。このための人材育成に努めます。

- ・ 創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る。
- ・ 発表の機会に恵まれない若手の文化芸術家に対し、民間や公共の施設において発表の場を提供する。
- ・ あらゆる芸術家の育成及び資質向上のため、研修などに参加する機会の拡充を図る。

5 「文化芸術に係る交流の促進に関すること」

文化芸術は、人と人が交流することで広まり盛んになってゆきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

- ・ 市内、市外の芸術家との交流を促進する。
- ・ 文化団体及び文化サークル間での相互の交流を促進する。
- ・ 市民、文化団体等及び行政で構成する、ネットワーク会議づくりを進める。
- ・ 姉妹都市との文化交流を促進する。
- ・ 市内に在住する外国人との相互交流の場を確保する。

6 「文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること」

市の文化施設などが地域の文化芸術の発信基地としての役割を充分果たすように、その整備に努めます。

- ・ 市の文化施設などの展示の充実、教育普及活動の充実、学芸員等専門家の配置等の充実、市の職員の文化芸術に対する意識の高揚を図る。
- ・ 市の文化施設などで所蔵している文化財、美術品を市民が気軽に鑑賞し、親しむことができるよう施設内外を問わず積極的に公開・展示を促進する。
- ・ 市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る。

7 「文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること」

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めます。

- ・ 公共の建物など施設の整備や新設に当たっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する。
- ・ 苫小牧市の特産品、特色及び自然を活かしたまちづくりを進める。

8 「高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること」

障害のある人も無い人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりに努めます。

- ・ 市の文化施設などで高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいよう、公演や展示等における配慮を充実する。
- ・ バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障害者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る。

9 「青少年の文化芸術活動の支援に関すること」

青少年が、豊かな人間性と多様な個性をはぐくむために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ります。

- ・ 市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する。
- ・ 年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行える場や指導者の確保を図る。

10 「学校教育における文化芸術活動の支援に関すること」

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心をもった人づくりに努めます。

- ・ 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、文化芸術に関する体験学習の充実を図る。
- ・ 体育館など学校の施設を利用した本物の舞台芸術を鑑賞する機会の充実を図る。
- ・ 市の文化施設などにおいて、児童生徒向けの教育・体験プログラムを充実させ、学校においてそれを積極的に活用する取組を促進する。

4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市民文化芸術振興条例（平成13年条例第32号）の規定に基づく助成金の交付に関し、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年苫小牧市規則第9号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に活動の本拠を有する市民及び団体
- (2) 団体にあつては、規約、会則その他これらに類するものを有し、代表者及び所在地が明らかである者

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるもののうち、本市において広く市民を対象として催され、文化芸術の振興に著しく寄与すると認められるものとする。

- (1) 次に掲げる分野での自主的な創作発表及び鑑賞提供事業
 - ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術分野
 - イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術分野
 - ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の日本古来の伝統的な芸能分野
 - エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能分野
 - オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）における分野
 - (2) 文化芸術に関する講演会、研究会等の開催事業
 - (3) その他文化芸術の振興に必要な活動として教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事業に次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときは、助成をしない。
- (1) 稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等申請者の年間活動運営事業
 - (2) 営利を目的とする事業
 - (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
 - (4) 暴力団の利益になると認められる事業
 - (5) 特定の会員に限定した事業
 - (6) 個人的な出版に限られる事業
 - (7) 市又は教育委員会から他の補助金又は会場使用料の免除を受ける事業
 - (8) 学校における部活動又は企業及び事業所内の団体が行う部活動、サークル活動等

(計画書の提出)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要望計画書（様式第1号）（以下「計画書」という。）を事業の実施の前年度の1月中旬から2月中旬までの委員会があらかじめ定めた期間までに委員会に提出しなければならない。

2 追加募集を行う場合、申請者は計画書を6月上旬から7月上旬までの委員会があらかじめ定めた期間までに委員会に提出しなければならない。

3 申請者が団体である場合は、計画書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約又は会則等
- (2) 団体の役員及び会員名簿

4 委員会は、計画書の提出があった場合は、その内容等の適否について苫小牧市民文化芸術審議会の意見を聴いて、申請者に助成内定（対象外）通知書（様式第2号）を通知するものとする。

（申請）

第5条 申請者は、計画書を提出後、当該事業実施日の2ヶ月前までに苫小牧市民文化芸術振興助成金交付申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

（助成金額）

第6条 助成金は、別表に定める助成対象経費の50%以内で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料その他これらに類する収入金を徴収する場合には、助成事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金に相当する額を控除した額を助成対象経費とする。

2 助成金の決定通知後、天災その他やむを得ない事情により、事業ができなくなった場合は、助成対象経費の25%を助成するものとする。ただし、助成金交付決定金額の2分の1を限度とする。

3 助成金の額は、1万円単位とし、第1項又は第2項の規定により算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金額の制限）

第7条 同一の申請者に対する助成は、1年度につき1回のみとする。

2 申請する年度の前年度以前に助成を受けたことがある申請者については、助成金額の制限をすることがある。

（助成の決定及び通知）

第8条 委員会は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成の適否を決定する。

2 委員会は、前項の規定により助成の適否を決定したときは、申請者に対し助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成の申請の変更）

第9条 申請者は、助成を受けようとする事業の内容及び収支に変更が生じた場合は、速やかに苫小牧市民文化芸術振興助成金変更申請書（様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が軽微な変更と認めた場合は、その提出を省略することができる。

- 2 委員会は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、申請者に対し助成金変更承認（非承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 委員会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（助成事業の中止又は廃止）

第10条 申請者は、助成を受けようとする事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請に基づき中止の承認をしたときは、申請者に対し助成金中止（廃止）承認決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（報告及び助成金の確定）

第11条 申請者は、助成事業完了の日から1月以内に実績（事業）報告書（様式第9号）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 委員会は、実績報告書又は事業報告書の提出があった場合は、その内容の審査その他必要に応じて現地調査を行った上、その事業が交付決定をした内容に適合していると認めるときは、助成金額を確定し助成金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（助成金の概算払）

第12条 委員会は、助成事業の円滑な実施のため必要と認める場合は、当該申請書に基づき助成金の概算払をすることができる。この場合において、申請者は、助成金概算払申請書（様式第11号）を委員会に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第13条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（助成事業の普及等）

第14条 申請者は、当該助成事業を実施するに当たり、その事業に係る看板、ポスター、刊行物、物品等に「苫小牧市民文化芸術振興助成事業」と表示することにより、本事業の普及及び啓発に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から実施する。

5. 審議会における審議経緯

令和7年3月25日	令和6年度 第3回 苫小牧市民文化芸術審議会	第3次計画の策定スケジュール
令和7年5月30日	諮問	市長から「第3次苫小牧市民文化芸術 振興推進計画」策定の諮問
令和7年5月30日	令和7年度 第1回 苫小牧市民文化芸術審議会	市民アンケート結果報告 今後の策定スケジュール
令和7年7月29日	令和7年度 第2回 苫小牧市民文化芸術審議会	第2次計画の取組結果報告 第3次計画方向性の検証
令和7年8月27日 (基準日)	令和7年度 第3回 苫小牧市民文化芸術審議会 (書面会議)	第3次計画骨子事務局案 今後の策定スケジュール
令和7年10月8日	令和7年度 第4回 苫小牧市民文化芸術審議会	第3次計画施策の推進事務局案
令和7年11月5日	令和7年度 第5回 苫小牧市民文化芸術審議会	施策の推進事務局案の修正 答申案
令和7年11月14日	答申	市長へ「第3次苫小牧市民文化芸術 振興推進計画」を答申

苫小牧市民文化芸術審議会委員名簿

(五十音順)

任期：令和6年6月11日から令和8年6月10日まで

区分	氏名	所属
文化・芸術 関係	居島 恵美子 委員	苫小牧美術協会
	◎坂井 公一 委員	苫小牧市民管弦楽団
	中川 良司 委員	コール・ヴォイジャーズ苫小牧男声合唱団
	○松原 敏行 委員	苫小牧市文化団体協議会
メセナ企業	川山 大輝 委員	株式会社苫小牧民報社
	宮川 司 委員	出光興産株式会社北海道製油所
一般企業	中田 博子 委員	株式会社門田組
教育関係	佐竹 秀行 委員	苫小牧市教育支援センター
	南 正彦 委員	苫小牧市小学校長会
一般公募	南 史枝 委員	苫小牧演劇協議会

◎会長 ○副会長

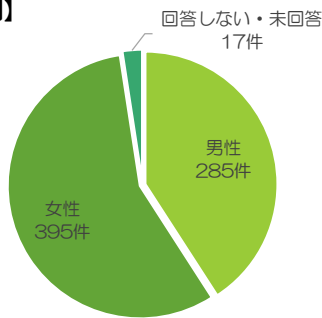
6-1. 市民アンケート結果

苫小牧市文化芸術に関するアンケート調査結果

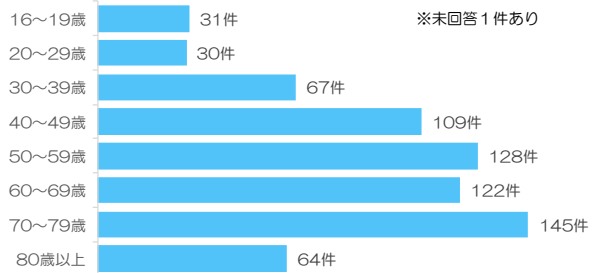
- (1) 目的
本調査は、「第三次苫小牧市民文化芸術振興推進計画(R8～R17年度)」を策定するにあたり、文化芸術に関する意識等を把握し、検討資料とすることを目的として実施。
- (2) 調査対象者
2,000名（苫小牧市住民基本台帳（令和7年1月1日現在）から、16歳以上の苫小牧市民を無作為に抽出）
- (3) 調査期間
令和7年1月29日（水）に対象者へ郵送し、2月28日（金）を回答期限とした。
- (4) 調査方法
アンケート用紙の返送による回答または二次元コードによるインターネットでの回答のいずれかとした。
- (5) 回答数
回答者数 697名（回収率：34.9%） うち、アンケート用紙での回答 500名（71.7%）
インターネットでの回答 197名（28.3%）
- ※前回アンケート（平成26年7月実施）：回答者数609人 回答率30.5%

◇回答者の属性について

【性別】



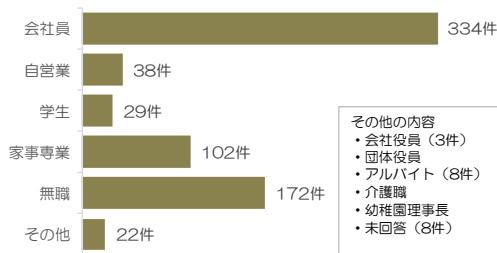
【年齢】



【性別と年齢】

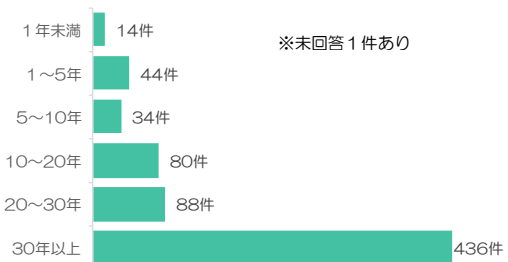
	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	未回答	合計
男性	17 2.4%	16 2.3%	17 2.4%	45 6.5%	51 7.3%	53 7.6%	60 8.6%	26 3.7%	0 0.0%	285 40.9%
女性	14 2.0%	13 1.9%	47 6.7%	59 8.5%	72 10.3%	68 9.8%	85 12.2%	37 5.3%	0 0.0%	395 56.7%
回答しない	0 0.0%	1 0.1%	2 0.3%	5 0.7%	4 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 1.7%
未回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	5 0.7%
合計	31 4.4%	30 4.3%	67 9.6%	109 15.6%	128 18.4%	122 17.5%	145 20.8%	64 9.2%	1 0.1%	697 100.0%

【職業】

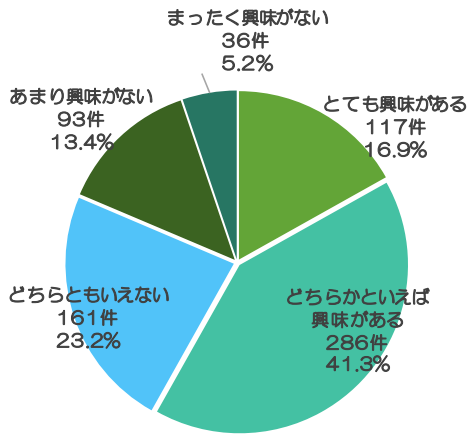


その他の内容
 ・会社役員（3件）
 ・団体役員
 ・アルバイト（8件）
 ・介護職
 ・幼稚園理事長
 ・未回答（8件）

【在住年数】



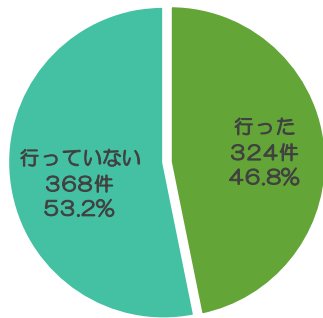
Q1 あなたは文化芸術に興味がありますか？



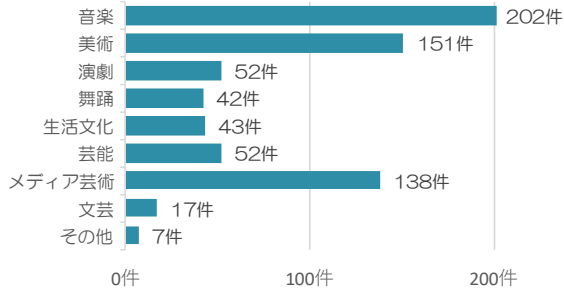
	ある	どちらとも いえない	ない
16～19歳	20件	6件	5件
20～29歳	15件	5件	10件
30～39歳	41件	13件	12件
40～49歳	71件	16件	22件
50～59歳	67件	31件	29件
60～69歳	63件	39件	20件
70～79歳	92件	35件	17件
80歳以上	33件	16件	14件
未回答	1件	0件	0件
合計	403件 58.2%	161件 23.2%	129件 18.6%

▶ 未回答4件を除く693件の回答がありました。
 「とても興味がある」「どちらかといえば興味がある」を合わせると58.2%で半数を超えており、前回アンケート実施時の57.4%とほぼ同様となっています。
 また、「あまり興味がない」「まったく興味がない」の割合は18.6%で、前回アンケート実施の21.8%から約3%減少しています。

Q2 直近1年間に文化芸術の鑑賞や体験を行いましたか？

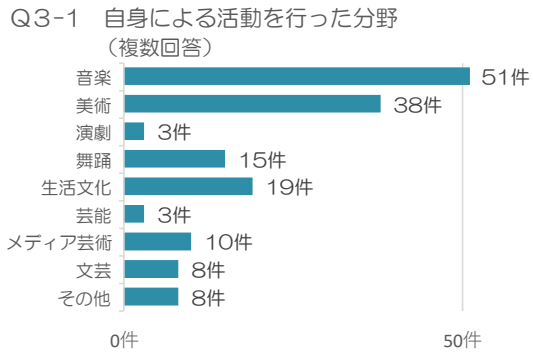
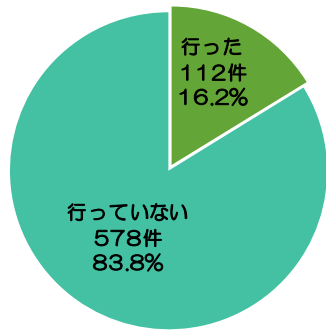


Q2-1 鑑賞や体験を行った分野 (複数回答)



▶ 未回答5件を除く692件の回答がありました。
 約半数の46.8%が直近1年間に文化芸術の鑑賞や体験を行っています。
 鑑賞や体験を行った分野としては、「音楽」が202件と最も多く、全体の約3割を占めました。次いで「美術」が151件で、この2分野で約半数を占めています。
 また、映画やアニメといったメディア芸術の鑑賞・体験も多く行われています。
 その他として「文化財建造物」「木工品」「ウポポイ」「箏曲(琴)」などの声がありました。

Q3 直近1年間に創作などご自身による文化芸術活動を行いましたか？



➤ 未回答7件を除く690件の回答がありました。

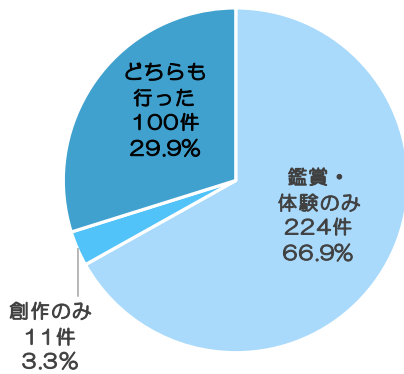
16.2%が直近1年間に創作など自身による文化芸術活動を行っています。

活動を行った分野としては、「音楽」が51件と最も多く、全体の約3割を占め、続いて「美術」が38件でこの2分野で半数以上を占めています。

次いで茶道・華道・書道・囲碁・将棋などの生活文化が行われています。

その他として「ひょっとこ踊り」「アイヌ刺しゅう」「木彫」などが挙げられています。

◆Q2・Q3のいずれかの回答が「行った」ものの内訳

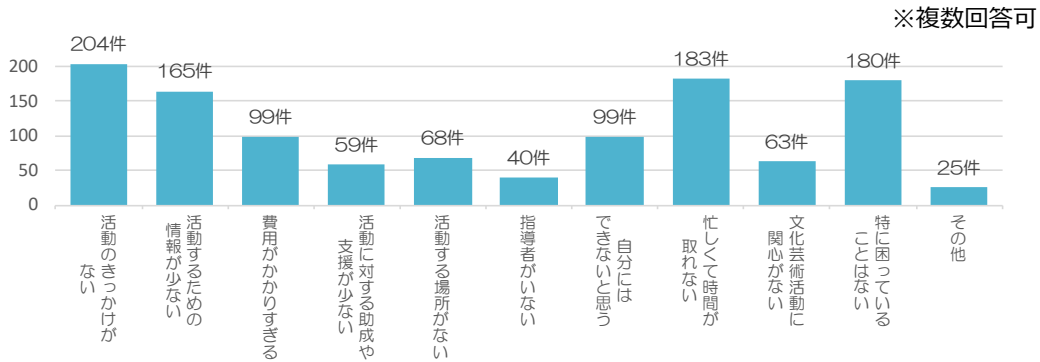


年代別活動状況

	鑑賞・体験のみ	創作のみ	どちらも行った
16～19歳	9件	2件	7件
20～29歳	5件	0件	3件
30～39歳	27件	2件	7件
40～49歳	45件	0件	11件
50～59歳	38件	2件	14件
60～69歳	42件	0件	14件
70～79歳	43件	4件	33件
80歳以上	15件	1件	11件
合計	224件	11件	100件

➤ 「鑑賞・体験」と「自身による創作活動」のどちらも行ったものは約3割となっており、「鑑賞・体験のみ」が大半を占めています。このことから、文化芸術に関心があるものの創作など自身による文化芸術活動はハードルが高いことが伺えます。

Q4 「文化芸術活動（鑑賞・体験含む）」をするうえで、お困りのことはありますか？

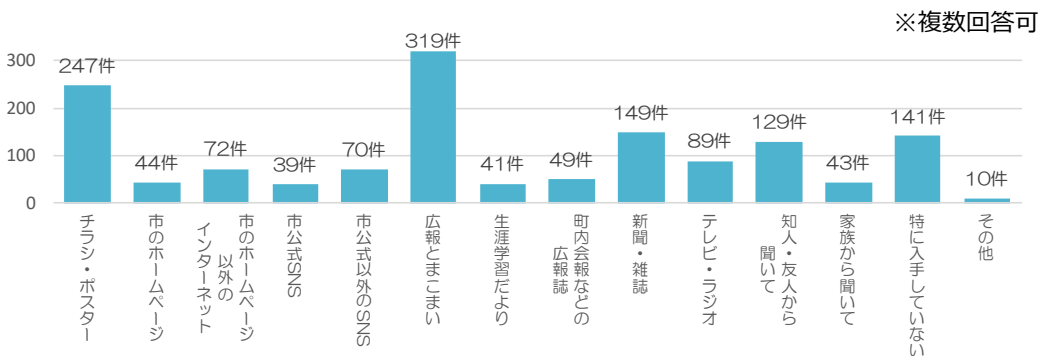


▶未回答20件を除く677名から回答がありました。

「活動のきっかけがない」「忙しくて時間が取れない」「情報が少ない」といった意見が上位を占めており、費用面などよりもきっかけづくりや情報不足、時間的制約が課題となっていることが伺えます。

また、その他として主に「体調不良や体力低下」「会場までの移動手段の確保」「施設の駐車場が狭い（少ない）」などといった意見がありました。

Q5 どのような方法で「文化芸術活動（鑑賞・体験含む）」に関する情報を入手していますか？



▶未回答10件を除く687名から回答がありました。

「広報とまこまい」「チラシ・ポスター」「新聞・雑誌」といった従来の紙媒体が上位を占めており、依然として主流であることが伺えます。一方で、「知人・友人から」の口コミや「テレビ・ラジオ」の影響もあるようです。

また、インターネットに関しては、「市のホームページ以外のサイト」や「市公式以外のSNS」の利用が目立ち、「市のホームページ」や「市公式SNS」による情報収集は積極的に行われていないのが現状とされます。

その他では「学校からのメール」「YouTube」「習い事等の場で」「読書活動で」などといったものがありました。

◆年代別の情報収集方法内訳（年代未回答の回答は除く）

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
チラシ・ポスター	9 18.0%	10 19.2%	21 14.9%	46 19.8%	51 19.4%	48 18.0%	48 15.4%	13 10.7%
市ホームページ	1 2.0%	2 3.8%	4 2.8%	7 3.0%	6 2.3%	12 4.5%	8 2.6%	4 3.3%
市ホームページ 以外の インターネット	3 6.0%	5 9.6%	7 5.0%	20 8.6%	15 5.7%	15 5.6%	7 2.2%	0 0.0%
市公式SNS	2 4.0%	1 1.9%	8 5.7%	11 4.7%	9 3.4%	5 1.9%	2 0.6%	1 0.8%
市公式以外の SNS	6 12.0%	7 13.5%	13 9.2%	18 7.8%	10 3.8%	10 3.7%	6 1.9%	0 0.0%
広報とまこまい	0 0.0%	10 19.2%	29 20.6%	39 16.8%	58 22.1%	62 23.2%	86 27.6%	35 28.7%
生涯学習だより	0 0.0%	0 0.0%	3 2.1%	6 2.6%	3 1.1%	11 4.1%	12 3.8%	6 4.9%
町内会報などの 広報誌	1 2.0%	1 1.9%	6 4.3%	4 1.7%	4 1.5%	6 2.2%	19 6.1%	7 5.7%
新聞・雑誌	1 2.0%	1 1.9%	5 3.5%	15 6.5%	27 10.3%	37 13.9%	42 13.5%	20 16.4%
テレビ・ラジオ	2 4.0%	3 5.8%	8 5.7%	15 6.5%	18 6.8%	17 6.4%	18 5.8%	8 6.6%
知人・友人から 聞いて	8 16.0%	1 1.9%	14 9.9%	21 9.1%	17 6.5%	22 8.2%	39 12.5%	7 5.7%
家族から聞いて	2 4.0%	1 1.9%	5 3.5%	7 3.0%	11 4.2%	5 1.9%	8 2.6%	4 3.3%
特に 入手していない	14 28.0%	10 19.2%	18 12.8%	20 8.6%	32 12.2%	17 6.4%	14 4.5%	16 13.1%
その他	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.3%	2 0.8%	0 0.0%	3 1.0%	1 0.8%
合計	50 100.0%	52 100.0%	141 100.0%	232 100.0%	263 100.0%	267 100.0%	312 100.0%	122 100.0%

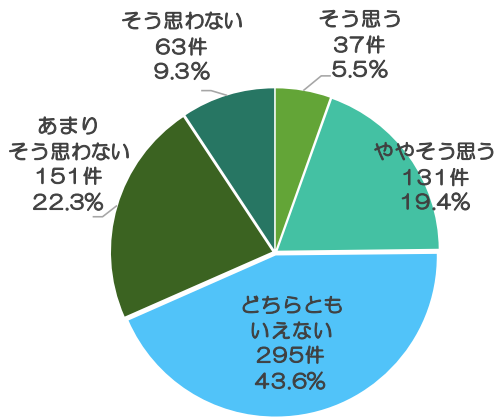
※色付きの項目は各年代での入手方法上位3項目

▶全ての年代において、「チラシ・ポスター」での情報収集が上位を占めています。また、「広報とまこまい」も幅広い年齢層で活用されている結果となりました。

年代別の特徴としては、10代・20代の層ではSNS、50代以上の層では新聞・雑誌による情報収集も主流であるものと考えられます。

また、「特に入手していない」という回答が各年代に一定数見受けられ、特に20代以下の若年層では占める割合が大きくなっています。

Q6 苫小牧市は、文化芸術活動を行う環境が整っていると思いますか？



年代別

	思う	どちらとも いえない	思わない
16～19歳	11件	14件	6件
20～29歳	10件	14件	6件
30～39歳	13件	34件	20件
40～49歳	23件	45件	41件
50～59歳	26件	54件	48件
60～69歳	20件	58件	41件
70～79歳	43件	51件	39件
80歳以上	21件	25件	13件
未回答	1件	0件	0件
合計	168件 24.8%	295件 43.6%	214件 31.6%

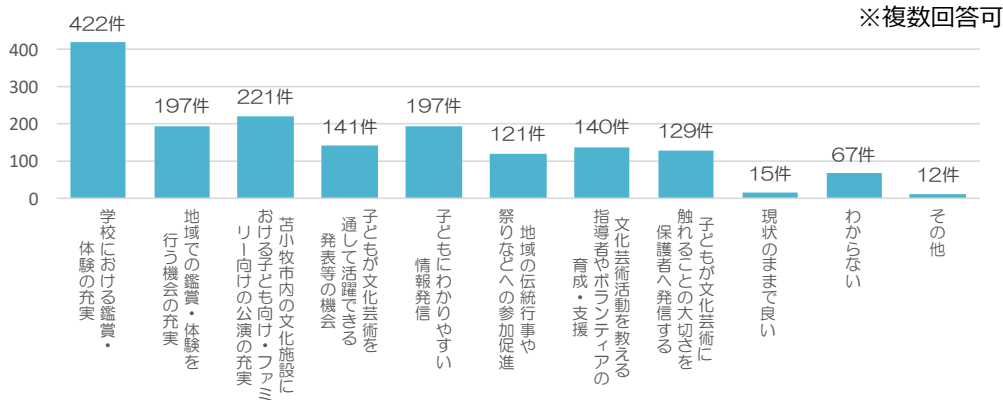
➤ 未回答20件を除く677件の回答がありました。

「あまりそう思わない」「そう思わない」が合わせると31.6%で「そう思う」「ややそう思う」の合計24.8%を上回っています。

「思わない」主な理由は、「活動・鑑賞機会が少ない」「交通アクセスが悪い」「情報発信不足」のほか、「文化芸術に興味がある市民が少ないと思う」といった意見も挙げられています。

「どちらともいえない」には、「考えたことがないのでわからない」という声が多く、「文化芸術に興味・関心がない」といったいわゆる「無関心層」が一定数いることがわかりました。

Q7 子どもが文化芸術に親しむためには、どのようなことが必要だと思いますか？



※複数回答可

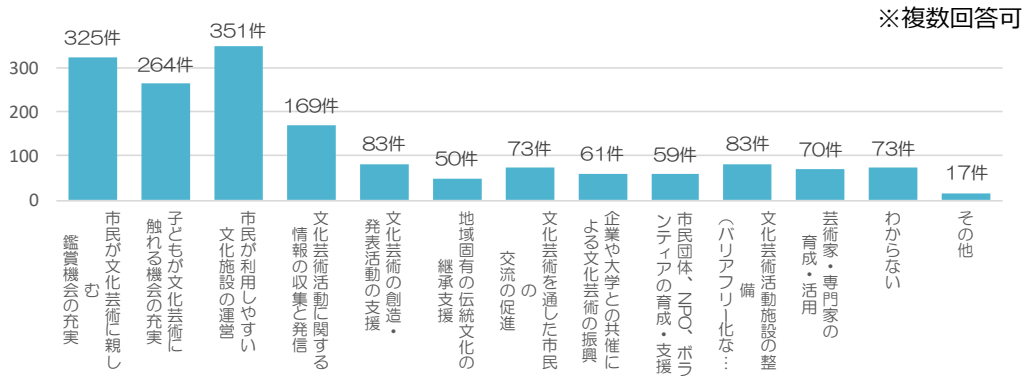
➤ 未回答6件を除く691名から回答がありました。

「学校における鑑賞・体験の充実」が最も多く、学校教育の中で文化芸術に親しむ機会を提供することの重要性が伺えます。次に「子ども向け・ファミリー向けの公演の充実」「地域での鑑賞・体験を行う機会の充実」といった鑑賞・体験機会の充実を求める声が多くなっています。

また、年齢や興味関心に合わせた効果的な情報発信方法も求められています。

その他では、保護者の資質や考え方に左右されるのではないかといった声がありました。

Q8 今後の苫小牧市の文化芸術のために、市の取組として重要だと思うものはどれですか？



▶ 未回答8件を除く689名から回答がありました。

「市民が利用しやすい文化施設の運営」を望む声が多く、文化施設は文化芸術に触れるための基盤となるものであることから重要視されていることが伺えます。以降、「市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実」、「子どもが文化芸術に触れる機会の充実」と続き、市民にとって文化芸術が身近で参加しやすい環境づくりが必要であると考えられます。

市民が気軽に楽しめるワークショップやイベントの充実や子どもが様々な文化芸術体験をできる機会の確保が課題と言えます。

◇文化芸術振興について意見や要望（自由記載）

▶ 延べ166件の様々な意見や要望が寄せられており、大きく分類すると以下のようになります。

1. 情報発信の強化

- ・文化芸術に関するイベント情報や活動場所、内容などが市民に十分に伝わっていない。
- ・若年層へはSNSの活用、高齢者層へは情報誌の活用など、世代に合わせた情報発信が必要。
- ・わかりやすいホームページ内容や広報とまこまいの充実。

2. 参加機会の拡大

- ・札幌などの近隣都市と比べて、文化芸術に触れる機会が少ない。
- ・市民文化ホールでの多様なイベントの開催
- ・特に若年層や芸術に関心の薄い層が気軽に文化芸術に触れられるイベントやワークショップなどの開催。
- ・苫小牧ならではの魅力や特色を生かした苫小牧独自の文化芸術の創出。

3. 施設利用・交通アクセスの利便性の向上

- ・文化芸術活動を行うための施設の不足。既存施設の予約が難しい。施設利用料が高い。
- ・施設の駐車場不足や交通の便の悪さ、特に公共交通機関が利用しにくい。
- ・空き店舗の活用など安価で小規模な会場の整備。

4. 市民の文化芸術に対する意識向上の取組み

- ・文化芸術に興味がない・意識が低い市民が多いイメージ。市民の当事者意識の向上の取組み。
- ・高齢者と子どもが共に楽しめる多世代交流など、市民全体が文化芸術に触れる機会の創出。

6-2. 文化団体アンケート結果

苫小牧市文化芸術に関するアンケート調査結果（文化団体）

(1) 目的

「第三次苫小牧市民文化芸術振興推進計画(R8～R17年度)」を策定するにあたり、文化芸術に関する意識や活動状況を把握し、検討資料とすることを目的として実施。

(2) 調査対象者

苫小牧市文化団体協議会加盟団体（37団体）

(3) 調査期間

令和7年1月17日（金）に各団体へ郵送し、2月7日（金）を回答期限とした。

(4) 調査方法

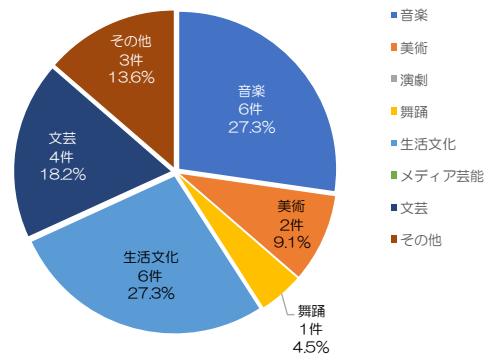
アンケート用紙の返送による回答または二次元コードによるインターネットでの回答のいずれかとした。

(5) 回答数

回答団体数 22 団体（回収率：59.5%） うち、アンケート用紙での回答 16団体
インターネットでの回答 6団体

1. 団体の活動分野について

	件数	割合
1. 音楽（クラシック・ジャズ・吹奏楽・合唱・民謡など）	6件	27.3%
2. 美術（絵画・写真・陶芸など）	2件	9.1%
3. 演劇（演劇・ミュージカルなど）	0件	0.0%
4. 舞踊（ダンス・バレエ・日本舞踊など）	1件	4.5%
5. 生活文化（茶道・華道・書道・囲碁・将棋など）	6件	27.3%
6. メディア芸能（映画・アニメーションなど）	0件	0.0%
7. 文芸（短歌・俳句・川柳・詩など）	4件	18.2%
8. その他	3件	13.6%
合計	22件	100.0%



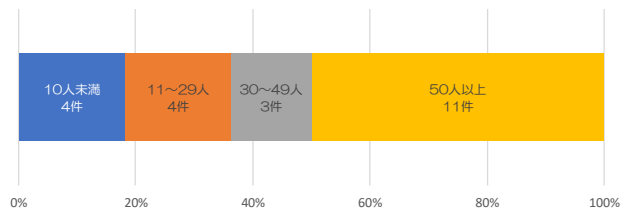
【その他の内容】

・郷土史 ・絵手紙 ・伝統芸能（琵琶）

➢ 回答があった22団体のうち、最も多かったのは「音楽」と「生活文化」が同数で「6件、27.3%」でした。このほか、「文芸」や「美術」、「舞踊」といった回答があり、多岐にわたる分野で活動されていることがわかります。
演劇、メディア芸能の団体からの回答はありませんでした。

2. 団体の構成人数について

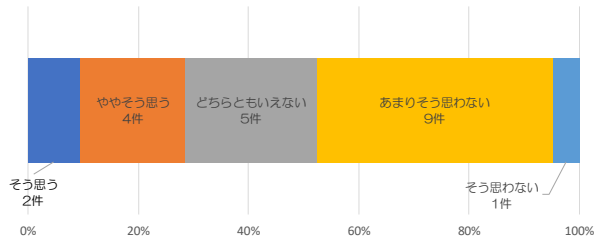
	件数	割合
1. 10人未満	4件	18.2%
2. 11～29人	4件	18.2%
3. 30～49人	3件	13.6%
4. 50人以上	11件	50.0%
合計	22件	100.0%



➢ 構成人数が「50人以上」の団体が11件で半数を占めています。次に多いのが「10人未満」及び「11～29人」の団体でそれぞれ4件となっています。

3.文化芸術活動を行う環境が整っていると思うか

	件数	割合
1. そう思う	2件	9.5%
2. ややそう思う	4件	19.0%
3. どちらともいえない	5件	23.8%
4. あまりそう思わない	9件	42.9%
5. そう思わない	1件	4.8%
合計	21件	100.0%



【そう思う・ややそう思う理由】

活動の場所がある：4件、成果発表の機会がある：1件、その他：1件（場所・機会どちらもある）

【あまりそう思わない・そう思わない理由】

活動の場所がない：4件、成果発表の機会がない：1件、その他：5件（市の文化団体の課題把握・解決への取組が不足。活動資金の不足が深刻化（特に市民ホールの利用料金によっては活動制限の可能性あり）。子どもや文化団体へのよりきめ細かい支援策が欲しい。市民会館の使用料減免がない。）

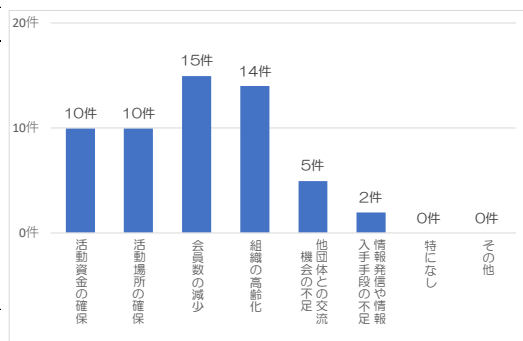
【どちらともいえない理由】

2件（団体のやる気次第だと思う、現在はかろうじて活動の場があるが年毎に減少している）

➤「あまりそう思わない」「そう思わない」が合わせて47.7%と、半数近くを占める結果となりました。「そう思う」「ややそう思う」は合わせて約3割にとどまっており、多くの団体が活動するうえで何かしらの課題を抱えていることが伺えます。

4.文化芸術活動をするうえでの課題 ※複数回答：3つまで

	件数	割合
1. 活動資金の確保	10件	17.9%
2. 活動場所の確保	10件	17.9%
3. 会員数の減少	15件	26.8%
4. 組織の高齢化	14件	25.0%
5. 他団体との交流機会の不足	5件	8.9%
6. 情報発信や情報入手手段の不足	2件	3.6%
7. 特になし	0件	0.0%
8. その他	0件	0.0%
合計	56件	100%



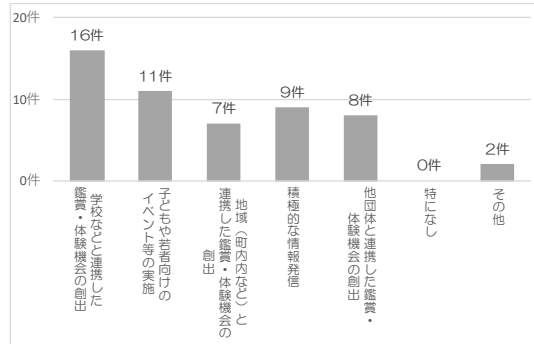
➤各団体から寄せられた課題として「会員数の減少」(26.8%)、「組織の高齢化」(25.0%)が大きな割合を占めており、多くの文化団体が直面している課題となっています。

ついで、活動資金や活動場所の確保もそれぞれ17.9%と、活動の基盤に関わる課題を抱えていることもわかります。

特に会員数の減少は、活動の継続に大きな影響を与えることから、課題解決に向けて市と文化団体が連携して取り組みを行うことが重要と考えます。

5.子どもや若者が文化芸術に親しむための取組について ※複数回答：3つまで

	件数	割合
1. 学校などと連携した鑑賞・体験機会の創出	16件	30.2%
2. 子どもや若者向けのイベント等の実施	11件	20.8%
3. 地域（町内内など）と連携した鑑賞・体験機会の創出	7件	13.2%
4. 積極的な情報発信	9件	17.0%
5. 他団体と連携した鑑賞・体験機会の創出	8件	15.1%
6. 特になし	0件	0.0%
7. その他	2件	3.8%
合計	53件	100%



【その他の内容】

- ・体験や鑑賞もよいが、活動している団体に対する支援の強化
- ・イオン苫小牧店内やカルチャーパークに小劇場の設置、博物館の有効利用

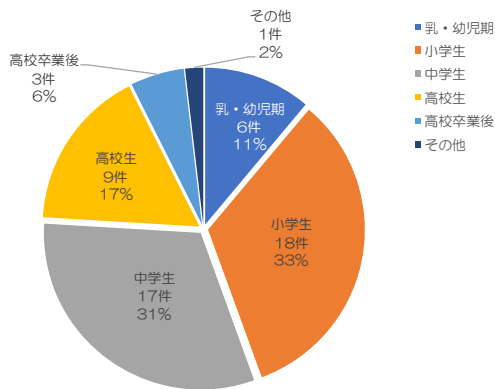
＜すでに取り組んでいる事例＞

- ・苫小牧囲碁伝統文化普及会のコメン囲碁教室で、子どもと大人の世代間交流を8年間行っている。また、北洋大学の異文化交流講座で学生や留学生が参加し、言葉が要らないグローバルなゲームとして囲碁を紹介、体験してもらった。
- ・小学生向けの吹奏楽・楽器体験会を開催し、参加した小学生が地域の小学生バンドに入りやすいような環境を整備している（吹奏楽の裾野の拡大）。また、春と秋の2回の吹奏楽祭を通じて、連盟加盟団体が合同で演奏する機会を設定し、団体相互の交流を深める場を作っている（横のつながりの強化）。
- ・毎年、子ども俳句教室を開催している。

➤最も多かった回答は「学校などと連携した鑑賞・体験機会の創出」(30.2%)でした。子供たちにとって身近な存在の学校で文化芸術に触れる機会として、アウトリーチの積極的な活用なども検討されるものと思われます。以降、「子どもや若者向けのイベント等の実施」(20.8%)、「積極的な情報発信」(17.0%)と続き、子供や若者にとって魅力的なイベントの実施や情報発信を強化したりすることで、主体的・積極的に文化芸術に触れる機会を増やすことが求められているものと考えられます。

6.子どもや若者が質の高い文化芸術に触れる時期 ※複数回答：3つまで

	件数	割合
1. 乳・幼児期	6件	11.1%
2. 小学生	18件	33.3%
3. 中学生	17件	31.5%
4. 高校生	9件	16.7%
5. 高校卒業後	3件	5.6%
6. わからない	0件	0.0%
7. その他	1件	1.9%
合計	54件	100%



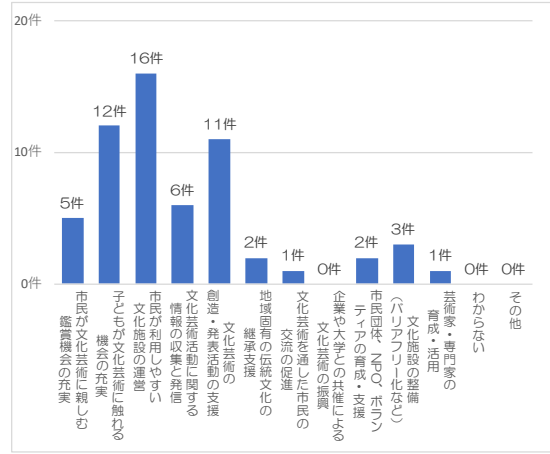
【その他の内容】

- ・どの時期でも必要

➤小学生 (33.3%) と中学生 (31.5%) で約65%を占めています。この時期に様々な文化芸術に触れることで、豊かな感性を育むとともに、生涯にわたる文化芸術への興味関心の礎を築くことが重要であると考えられます。また、「どの時期でも必要」といった声もあるように、乳幼児期や高校生以降も、それぞれの発達段階に合わせて、文化芸術に触れる機会を確保していくことが必要であると思われます。

7.今後の苫小牧市の文化芸術のために、市の取組として重要だと思うもの ※複数回答：3つまで

	件数	割合
1. 市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実	5件	8.5%
2. 子どもが文化芸術に触れる機会の充実	12件	20.3%
3. 市民が利用しやすい文化施設の運営	16件	27.1%
4. 文化芸術活動に関する情報の収集と発信	6件	10.2%
5. 文化芸術の創造・発表活動の支援	11件	18.6%
6. 地域固有の伝統文化の継承支援	2件	3.4%
7. 文化芸術を通じた市民の交流の促進	1件	1.7%
8. 企業や大学との共催による文化芸術の振興	0件	0.0%
9. 市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援	2件	3.4%
10. 文化施設の整備（バリアフリー化など）	3件	5.1%
11. 芸術家・専門家の育成・活用	1件	1.7%
12. わからない	0件	0.0%
13. その他	0件	0.0%
合計	59件	100.0%



▶最も多かったのは、「市民が利用しやすい文化施設の運営」(27.1%)で 特に2025年3月にオープンする市民文化ホールの利用についての声が見られます。
 また、「子どもが文化芸術に触れる機会の充実」(20.3%) が次いで多く、未来を担う子どもたちへ文化芸術の楽しさを伝えながら次世代への継承が重要だと認識していることが伺えます。
 このほか「文化芸術の創造・発表活動の支援」(18.6%) が多く、活動を継続・発展させていくための活動費用の支援などが求められているものと考えられます。

◇その他、文化芸術振興について意見・要望 ※自由記載

- 今、文化団体を支えている人たちは高齢化の70過ぎの方たちが主となり、後に継ぐ世代もなく、10年先の文化団体の見通しは暗いといえる。各団体と教育での市との集まりを持ち、それぞれの持つ課題の実現をつかみ机上の計画にならないことを望む。
- 学校への発信。鑑賞機会等は先生方がいろいろ忙しいのでむずかしい面もあります。教育委員会で積極的に動いてくれると良いです。
- 2025年4月オープンの新文化会館が文化団体の利用しやすい料金になるのか最大の関心事です。具体的な減免の取扱いについてできるだけ早く明らかになることを切望しています。
- 芸術などは特に9～10歳ごろまでの体験が大事であるとききます。
- 予算的援助、市民ホールの使用料を高くしない
- 大きな災害があった時などに何が被災した人たちの笑顔にさせているかといえば、それは歌であったり、音楽や芸術に触れた時なのではないかと私は思います。その感動が被災した人の心を癒しよみがえらせ、やさしく背中を押しているのではないかと。そして歌や音楽は人と人をつなぐものだからこそ、自分は1人じゃないと励まされ、1歩前へと歩めるようになるのではないかと思います。そういう文化芸術をもっと大切なものとして位置付けて、国も予算をふやすなどしてほしいと思います、日本という国が人間としての豊かさを育てることができる、そういう施策を実行してほしい、地方自治体として
- 新しい文化ホールが出来上がるが、市民や団体との連携がうまくいっていない。今まで市民会館7、文化会館20とそれぞれ使用について便宜が図られているが、今後それが継続されるのか、そして増加していくのか。団体だけに活動をまかせていて、市としての責任をどのように考えているのかわからない。新しいホールが出来るのであれば、市民が活動しやすいものを提言することが大事。
- 文団協対象以外のアンケート・・・勇払千人太鼓、樽前囃、苫小牧おどり、苫小牧ほつき音頭などは苫小牧市の郷土芸能ではないだろうか？
- 吹奏楽連盟としては、新しく開館する市民文化ホールが利用しやすくなることを期待しております。市民文化ホールの使用料が、現在の市民会館の1.5倍になるという話を伺っています。連盟加盟団体のすべてが、その使用料の高さに疑問を抱いております。「このままではホールで演奏ができなくなる」という声も上がっています。現在、苫小牧市では中学校部活動の地域移行を推進しています。吹奏楽部も例外ではなく、現在市内に6つある吹奏楽部が4つに集約される方向で動いている、という話も出ています。部活動の地域移行が進めば、それだけ費用面の負担は増えますし、ましてや市民文化ホールの使用料が上がるとなれば、生徒一人当たりの費用負担が増大することは、容易に想像できることです。
- 小学校の部会を無くしたことから、書道や音楽など芸術を磨く機会が無く、作品展の機会もないので、芸術レベルは下がっている（習っている人が突出）。小学校に三星の書き初め展のポスターを貼ってもらったところ、今年は100点以上増えたそうなので、希望している人はいると思う。小学生から芸術に興味を持ち行う事が、結果的に将来の会員数増につながっていくと思う。

6-3. パブリックコメント結果

令和7年12月15日に第3次苫小牧市民文化芸術振興推進計画（案）を公表し、苫小牧市民参加条例に基づく市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしました。

(1) 意見提出期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月13日（火）

(2) 意見提出方法

意見提出フォーム、電子メール、郵送（消印有効）、ファックス、持参

(3) 資料の配布場所

ホームページ、生涯学習課窓口、市役所2階市民情報コーナー、勇払出張所、沼ノ端出張所、COCOTOMA(ココトマ)、各コミュニティセンター（豊川、沼ノ端、住吉、のぞみ）、植苗ファミリーセンター、苫小牧市立中央図書館、各文化施設（苫小牧市民会館、苫小牧市文化会館、苫小牧市美術博物館、苫小牧市文化交流センター）

(4) 結果

意見提出人数 0人

令和8年(2026年)3月 発行

発行：苫小牧市 編集：苫小牧市教育委員会教育部生涯学習課
〒053-0018 苫小牧市旭町4丁目4番9号 電話：0144-32-6752
ホームページ：<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>